

富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成 25 年 3 月 28 日

時 間：午 後 1 時 30 分

郡山市立大槻公民館大槻分室

開 議 午後 1 時 30 分

出席議員（13名）

議長	宮本皓一君	1番	山本育男君
2番	早川恒久君	3番	遠藤一善君
4番	安藤正純君	5番	宇佐神幸一君
6番	渡辺光夫君	7番	渡辺英博君
8番	高野泰君	9番	黒沢英男君
11番	渡辺三男君	12番	塚野芳美君
13番	三瓶一郎君		

欠席議員（1名）

10番 高橋 実君

説明のための出席者

町長	遠藤勝也
副町長	田中司郎
教育長	庄野富士男
会計管理 者	遠藤博美
参事兼総務課長	滝沢一美
企画課長	横須賀幸一
税務課長	阿久津守雄
参事兼健康福祉課長	渡辺清治
参事兼生活環境課長	緑川富男
産業振興課長 (併任) 農業委員会事務局長	三瓶保重
都市整備課長	高野善男

総務課主幹兼
課長補佐 菅野利行

税務課主幹
兼課長補佐 佐藤臣克

職務のための出席者

事務局長 角政實
事務局庶務係長 原田徳仁

説明のため出席したもの

経済産業省資源
エネルギー一室
電力・ガス事業
部原子力損害
対応室課長補佐 市川紀幸

経済産業省資源
エネルギー一室
電力・ガス事業
部原子力損害
対応室課長補佐 志間正和

福島復興本社
福島原子力
福島賠償相談室
郡山補償相談
センター所長 塚田隆雄

福島復興本社
福島復興推進室
副室長 林幹夫

福島復興本社
福島原子力
福島賠償相談室
郡山補償相談
センター一般相談
総括グループ部長 中村剛

福島復興本社
福島原子力
福島賠償相談室
郡山補償相談
センター一般相談
総括グループ次長 大塚浩明

福島復興本社
福島原子力
福島賠償相談室
郡山補償相談
センター一般相談
第五グループ部長 池田裕

福島復興本社
福島原子力室
福島償相談室
福島補償相談室
福島山郡相談室
福島第一グループ部長

福島復興本社
福島原子力室
福島償相談室
福島山郡相談室
福島第二グループ部長

福島復興本社
復興推進室郡山
第二グループ
マネージャー

福島復興本社
復興推進室郡山
第二グループ
課長代理

福島復興本社
復興推進室郡山
第二グループ
課長代理

黒 沼 敬
今 井 猛
吉 松 道 昭
成 田 悟
大須賀 勝 之

付議事件

1. 国への要望活動について
2. その他

開 会 (午後 1時30分)

○議長（宮本皓一君） 本日の全員協議会は、ご案内のとおり新政権に対して執行部と議会が歩調を合わせて緊急的な問題、課題に係る要望活動を早急に実施するため、内容の協議をしていただくご案内をいたしました。また、財物等の賠償基準について明日プレス発表されるという情報から、事前に許される範囲において説明をいただくため、国、東京電力より説明を求めておりますので、ご理解を賜りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

まず、開会に先立ちまして10番、高橋実君より欠席届が出ておりますので、ご報告いたします。

それでは、定刻になりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。

出席議員は13名であります。欠席議員は1名。

説明のための出席者は、町長、副町長、教育長、総務課長ほか各課等の長の皆さんであります。

次に、職務のための出席者は、議会事務局長、同庶務係長であります。

お諮りいたします。この会議は非公開で進めていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 11番。

○11番（渡辺三男君） 何か非公開にする理由あるのですか。我々町民から不信感持たれているのはやっぱり非公開で会議やるから不信感持たれているのです。そういう部分でやっぱり非公開でやらなくてはならないようであればやらないほうがいいと思うのです。何で非公開にするのですか。

○議長（宮本皓一君） これについては議長の私のほうから説明したいと思います。

先ほど私述べましたが、あす財物賠償に関するプレス発表があります。その前日でございますのでできる限りのものを引き出そうということの趣旨でございますから、これがマスコミに漏れると、東京電力が明日プレス発表する何物もなくなってしまうということで、私からこの件については非公開にさせていただきたいというふうに思います。

11番。

○11番（渡辺三男君） 言っている意味はわからないわけではないのですが、非公開でやらなければならぬのであれば、ここで聞かなくたってあした聞けるわけです。ただ、ここで説明して我々の要望を聞いて直せるものは直すというのであれば、私はここで聞いてもいいと思いますけれども、直さないでただ報告だけであれば、聞く意味、ただ1日早く我々の耳に入ったって、そんなものはここ先に進んでいく意味では何の価値もないと私はそう思いますので、非公開に私は反対します。

○議長（宮本皓一君） 東京電力等につきましては、国はもちろんのですが、この後我々が要望活動の問題を付議事件1が終わりましたら、その後で国、東電から説明を受けるわけですが、そのときには文書等も配付になりますが、これは最終的には回収をさせていただくということですが、そういうものも見れるわけですから、どうぞご理解を賜りたいと思います。

非公開でよろしいですね。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） そのようにさせていただきます。

なお、報道関係の皆さんには頭撮りのみを許可したいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

暫時休議をいたします。

休 議 (午後 1時34分)

再 開 (午後 1時34分)

○議長（宮本皓一君） 再開いたします。

ここで町長より挨拶を兼ねまして、全員協議会招集理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤勝也君） 議員の皆様には大変お忙しいところお集まりいただきまして、大変ご苦労さまでございます。

本日の全員協議会は、今後町と議会が共通理解のもと一体となり、各種要望事項について取りまとめ、国や県に対し要望活動を行っていきたいと思い、開催させていただきましたので、よろしくお願ひいたします。

なお、終了後、経済産業省及び東京電力より賠償についての説明を予定しておりますので、あわせてよろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございました。

それでは、早速付議事件に入りますが、報道関係者の皆さんはご退席をお願いします。

付議事件1、国への要望活動についての件を議題といたします。

なお、議員の皆さんにお伝えいたします。去る3月24日に安倍総理大臣が富岡町内の被災現場を視察されました。その際、執行部より総理大臣に要望しました内容がお手元に配付されている復興に関する要望書であります。まず、その内容について副町長より説明を求めます。

副町長。

○副町長（田中司郎君） それでは、お手元に配付してあります要望書の内容についてご説明申し上げます。

読む形で説明にかえさせていただきたいと思います。なお、この要望書につきましては、ただいま議長から話がありましたように、総理大臣に提出するというような目的であることから、全てとは言いませんが、広く課題を取り上げているものでございまして、それぞれの提出先によっては担当大臣によっては、この中からさらに引き出して強調するもの、そういうもので使い分けしていくべきかなというふうに考えております。今回のものは総理大臣に出したということを念頭に置きながら、お聞きいただきたいというふうに思います。

それでは、説明申し上げます。

復興に関する要望書

原子力発電所の事故の発生から、二年一ヶ月が経過しましたが未だ収束に至らず、原子力災害は、富岡町民はもとより、県内全域に甚大な損害を生じさせています。

本町においては、3月25日をもって警戒区域を解除し、避難指示区域の見直しを実施したところではありますが、未だに全町民が避難指示区域内のため避難生活を余儀なくされ、毎日不安な生活を送り、今なお再起の見通しは険しく、極めて厳しい状況に置かれ、体力的にも精神的にも疲労は極限に達しております。

このような中、富岡町民の総意として、原子力損害賠償の完全実施及び町の復興・再生に早急に取り組んでいただきますよう、下記のとおり強く要望します。

記

1. 避難指示区域見直しに伴う賠償を充分かつ確実に実施すること。
 - ・被害の実態に見当たった十分な賠償をすること。
 - ・全ての損害に対する十分な賠償期間の確保をすること。
 - ・賠償金の税制上の取扱いを被害者救済の視点に立って十分に反映すること。これは現状を十分に踏まえた上で反映していただきたいという考え方でございます。
2. 長期避難に対する支援を継続すること。
 - ・仮設住宅・借上げ住宅への継続支援。
 - ・保険税、保険料に対する継続的な財政支援。これは交付税等に反映されておりますが、さらにこれを継続していくことの要望内容になっております。
 - ・健康管理対策の充実と継続支援。これも医療費無料化とかといろいろありますが、これを継続することという内容でございます。
3. 国の責任に基づく町内全域の除染を早急に実施すること。これは本格的除染を早急に実施してくださいという内容でございます。
4. 避難指示区域見直しに伴う生活環境整備を国の責任において早期に実施すること。
 - ・長期に渡り居住が出来ない家屋の修理や、取壊しに対する支援並びに帰還できない住民の家屋取壊しの実施。これは現在いろんなところに声をかけるのですが、各省庁ばらばらでございまして、どこで取りまとめるのか、なかなかわからないというような現状があります。これは国が一体となってこうした声に対応していただきたいという内容のものでございます。
 - ・津波被災地域の将来的な土地利用計画の策定。これは仮置き場にも予定されておる津波被災地でございますが、地権者は借り上げではなくて買い上げというような希望を出されております。これについては、土地利用計画と相まった形でないと先に進まないということがありますので、国も真剣に土地利用については考えていただきたいという内容でございます。

5. 帰還に向けて、雇用の創出・産業の振興計画を早期に示すこと。
6. 旧警戒区域内住民に対して見舞金を支払うこと。
7. 避難者のための災害復興住宅の整備と家賃の減免を実施すること。
8. 立ち入り等に伴う放射線管理に対する対策の充実を図ること。
9. 区域の再編に伴う防犯・防火体制の強化を支援すること。
10. JR常磐線広野～原ノ町間を早急に復旧すること。
11. 被災者生活再建支援制度の見直しを実施すること。
 - ・制度の申請期間が平成26年4月までとなっているが、警戒区域により家屋調査等が遅延しており申請期間を延長すること。
 - ・対象区分の「長期避難」には、原子力発電所事故による長期避難者も含めること。これは現在は自然災害のみが適用するような状況となっております。

最後になりますが、

12. 復興・復旧に向けた自治体への人的支援を図ること。
 - ・警戒区域内の復旧・復興は他の地域から大きく遅れしており、町存亡の危機に直面している。生活関連施設や医療施設の復旧や再開、企業の再開や新規企業の誘致、事務事業の執行等、自治体職員の不足が生じており、特に技術職の不足は顕著であり、国による当該職員の配置等の支援。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ありませんか。

12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） これ全部まとめてですか、それともページ追ってやるのですか、どちらですか。

○議長（宮本皓一君） 逐条で1番から順番にいきましょう。1番について。

○12番（塙野芳美君） 頭からあるので、能書きの部分でも。能書きの部分の下から4行目、体力的にも精神的にもという表現がありますけれども、こういう表現の場合には普通は肉体的及び精神的という表現が適當ではないかと思うのです。そのことをひとつ議論していただきたいことと、それから記の1番に入って賠償を十分かつ確実に実施することで、それでなくても遅いのに、迅速にという言葉が文書の構成上入ればいいだけで、文面は後で考えてもらえばいいのですけれども、迅速にということを入れたほうがいいと思います。

それから2番の中で3つのぽつがありますけれども、この中で継続支援と継続的支援となっていますけれども、これはもう全部継続的支援というふうにそろえたほうがいいのではないかと思うのですけれども。このページだけですね、その辺いかがでしょうか。

○議長（宮本皓一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） まず、1点は最初の体力的にも精神的にもというようなことでの

言い回しといいますか、そういうことだとは確実、迅速も入れたほうがいいのではないかということと、あと2番目の3つのぽつにつきましては、流れ的に継続的なというようなことでの支援ということであるものもあるし、継続的入っていないものもあるということで、そうしたほうがいいのではないかというような筋かなと思うのですが、24日に間に合わせるといいますか、そういうことで出したものでございますので、その辺皆さんのはうとよく協議相談させていただいて、今あったようなことでの文章的につながりがあれば、まとまりができればそういうふうにしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） 12番。

○12番（塚野芳美君） やるのかやらないのか簡単に言って。

○議長（宮本皓一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） そのような形で前後の文章のつながりも出てくるかと思いますけれども、やる方向でいきたいと思います。

○12番（塚野芳美君） 終わります。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 一番下の健康管理対策、ここなのですけれども、これは今現在の対策も必要なのですが、例えばこれから生まれてくる子供とか、あと10年後、20年後、今は生まれていないけれども、例えば遺伝子レベルでの異常が発生したとか、これ前浪江でSPEEDIのときに健康手帳とか被曝手帳とかという話あつたけれども、やはりここで何か担保とっておかないと、国に将来、今現在原発事故のときにこの地に住んでいた人たちから生まれた子供とか、そういったときに異常あつたときに、国のはうは将来的に責任をとってくれと、治療費を面倒見るとか国が責任を持って賠償するとか、そういうものの今現在プラスアルファをちょっと文章の中に入っていれば安心できるのかなと思うのですが、その辺はどのように考えますか。

○議長（宮本皓一君） 副町長。

○副町長（田中司郎君） ここに書き出してある事項は、非常に漠然として捉えどころがないという印象だと思います。先ほど申しましたように、総理に出す際はこれについて文章にもって、あと言葉で説明していくというような形をとっておりますが、今おっしゃられるようなここで特出しをすべきということがあれば、ここの中に内容として健康的対策の充実を継続支援、この内容はこういうことだということをここに明記すべきだということでございましょうから、これは検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 2番の長期避難に対するで、仮設住宅・借上げ住宅への継続支援ということ

であるのですけれども、これ仮設住宅を継続支援というと、仮設住宅の入居期間を延ばしてくれという意味合いでしょうか。

○議長（宮本皓一君） 副町長。

○副町長（田中司郎君） ここで要望しておりますことは、そのとおりでございます。災害復興住宅の建設が目の前にきちんと定まっていると、入居時期がわかっているというような状況ですと、この必要はないし、早くこれを撤去すべきだと思うのです。しかし、現時点においてはなかなかそこが見えてこないと。そうすると、仮設住宅にいつまでいられるのだろうというのが、非常に住民の不安を誘っているところでございます。この辺が非常に厚生労働省も声の小さいところといいますか、ここを非常に声を大きくして言ってもらえば、住民安心しておるのですが、そこが非常に我々としても手応えのないところだったということで、積極的にやってくださいよと。それで目的はやっぱりこれを早くなくすことが目的ですから、期間の延長が最大の目的ではないと思っていますが、これは住民に安心をしていただくというような狙いからここに記載しているものでございます。

○議長（宮本皓一君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 今の仮設住宅の延長に関する考え方わかったのですけれども、後ろに出てくるというか、具体的に仮設住宅というよりも災害公営住宅だけだと大変なのか、無理なのはわかっているのですけれども、その辺の自立していく長期避難者に対する住宅の支援というところが、何かもうちょっとはつきり、そういう言葉も出てきたほうがいいのかなというふうに思うのですが、どうでしょうか。

次のページの生活支援制度の見直しとはまた別かなと思うのですけれども、復興仮設住宅だけではなくて。新たな住宅に対する、今度は継続ではないのですけれども、継続でないともう一つ新たな大きな文字が出てくるのかもしれないのですけれども、その辺はどういうふうに方向性として考えていますか。

○議長（宮本皓一君） 副町長。

○副町長（田中司郎君） おっしゃられる意味は十分わかります、理解もできます。今計画している災害復興住宅、この戸数、これが十分なものなのかという問題もあろうかと思います。それから、被災者のニーズというのはその1カ所に、どこかにどんとまとまる人もいれば、そういうところには行けない人もいると思います。いろんな事情があると思います。それに対応していくとすれば、住宅施策も多様なものでなければいけない状況にはあると思います。そういうようなものをどこにどういうふうに盛り込むかということはあると思いますし、さらにはこれが先ほど言いましたように、総理大臣に提出したものだということで、細かく書いていきますと4ページとか5ページになってしまっててしまう。そうすると、全体がぼけてしまうというようなこともあります。ですから、その辺は使い分けする中で、おっしゃることは十分理解しているつもりでございますので、そういう手段をとりながら、それら訴えていくべきものは訴えていきたいというふうに考えているところでございま

す。

○3番（遠藤一善君） 次のページでまた同じようなことが出てくるかもしれないのに、いいです。

○議長（宮本皓一君） それでは、次の3番から11番までの間で。

2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） 4番の津波被災地域の将来的な土地利用計画の策定ということなのですが、土地計画の利用ということで、この地域は居住できない地域になるということだと思うのですが、今のところ国から仮置き場ということで進められておりますけれども、ここに住まわれている方、また土地をお持ちの方はほとんどが買い上げをしてほしいということで、説明会等でも町長も聞いていると思うのですが、この中でやはり買い上げについても実際は町が買い上げということになると思うのですが、国の援助がないとやはり買い上げができないということありますので、この辺をもうちょっと明確にこの中に入れていただきたいということが1つ。

それから、その下の5番目、帰還に向けて雇用創出・産業の振興計画を早期に示すこととなっているのですけれども、これは国が産業等を計画して町はその計画に基づいて、国の言いなりになつて産業を進めていくような記載の仕方なのですけれども、そういうことなのでしょうか。本来であれば町が何をしたいのかをはっきりと示した上で国に協力をしてもらうということではないのでしょうか。その2点お願いします。

○議長（宮本皓一君） 副町長。

○副町長（田中司郎君） まず、4番の津波被災地の将来的な土地利用計画の策定というところで、具体的に買い上げをうたうべきではないかという趣旨だと思います。ここで書いているのはそういうことを狙った表現なのですが、これはこの意味は国に土地利用計画を立ててもらって、国が一生懸命考えて、そこで国の事業として買い上げる、国が買い上げるというようなことを我々としては推し進めていくというような意味合いでございます。ですから、計画なしに土地を買うだけというのは、これどんな事業でもできないと思いますので、国が真剣になってこの土地利用を考えてもらうと。もちろん国にはそう言いつつ我々も考えていくのですが、まず国にそういうことを、こういう状況だとわかつてくれよ、土地利用計画を国として何か考えられるものはないのか。あつたらそれでもってその土地利用計画でもって買い取ってほしいという意味合いでございます。

あるいは町がやるときに、町が事業を起こす、町が計画したものをするときに、それを国が支援するとか、そういう意味合いもここに含まれているものでございまして、非常にここ直接的に書くのはちょっと難しいのではありますが、そういう意味合いを含んでいるものというふうにご理解をいただきたいと思います。

それから、雇用創出・産業の振興、これ国の言いなりかという内容だと思いますが、そうではありません。ただ、これまで被災後国のはうにこの浜通り、特に我々双葉郡については国のはうでグランドデザインを示してほしいということをずっと話ししてきた経緯があると思います。グランドデザイ

ンを示される中で福島復興再生計画、こういうものによって徐々に具現化されていく。まず国もやっぱり真剣になってどうするのかということを考えてほしいということでございます。もちろん町は今度また第2次といいますか、復興計画を策定する中で、産業創出についてどうしていくのかということは、これ真剣になってまた具体的にそういうことを考えていかなければいけない課題ではありますですから、国の示されるまま、町がそれにのつかっていくというようなものではございません。これは国に対する訴えということでご理解いただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） 最初の津波被災地域の件なのですが、ここに具体的に書けないというのであれば、ぜひともしっかりと口頭で国に訴えるしかないと思うので、被災地域の住民の皆さんもその辺は一番心配しているところなので、今のお話ですと国に買い上げていただく可能性のほうが高いようなことをおっしゃっていましたので、その辺もしっかりとやはり国ほうに訴えていただきたいと思います。

それから、5番に関してはとりあえずグランドデザインを示していただくということなのですが、やはり並行して町としての考えを早急に示していかないと、なかなか帰還はやっぱり産業があって雇用が生まれるわけですから、それがなければ帰ってくる意味もないというか、帰れませんので、ぜひその辺も並行して進めていただきたいと思います。

要望で終わります。

○議長（宮本皓一君） 副町長。

○副町長（田中司郎君） 津波被災地の土地の買い上げということですが、今津波被災地があつた場所につきましては、一つは堤防の高さ、堤防の大きさが変わってきます。それによる買収というが必要になってきます。それから、県道広野小高線、これも高さ的に上がろうかと思います。高くなると思います。それでそこに対する法面とか何かも出てきますし、今の線形を若干変えていくべきかなと、堤防が上がってよってきますから、当然今のところでは前のとおりの線形では持つてこれないです。さらに、プラス減災する減災林、この設置も必要になってきます。こういうものは県の事業なり国事業なりで買収していくことになります。そういう部分では今の土地のある程度の面積は既に国の事業あるいは県の事業で買収になるということになろうかと思います。残った分の土地をどうするかということが今後の課題になってくるということでございますので、中身の説明、ちょっと補足させていただきます。

○議長（宮本皓一君） ほかに。

12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） 何点か確認しますけれども、議長のほうでメモってください。まず3番、国の責任に基づく云々で除染を早急に実施することですけれども、早急かつ確実にというふうに担保してほしいと思います。

それから、4番の頭の部分も次の説明の部分も文書つくりかえてもらえないかと思うのですけれども、要は言いたいのは、今まで私何回もいろんな場面で国のはうに言っているのですけれども、解体除染というのを必ずできるようにしてくれと。これは別に物理的に壊れたものばかりが損壊ではなくて、放射能で汚染されたものもある種の損壊なのです。ですから、そういう意味で家主が希望する場合にはそういう物理的もしくは放射能で汚染されたものも解体除染を国が責任を持って、もちろん当然経費も持つてやると。ただし、そのときに壊したからこの建物に対する東電の賠償が入らないでは割に合わないので、これはもちろん全損扱いにするというような意味合いを含めてというか、理解していただいて、この文章を私はつくりかえていただいたほうがいいと思うのです。

7番で、ここでは復興住宅、どっちでもいいのですが、災害復興住宅、これを迅速かつ十分な数を整備すると。あの家賃の減免は当然のことですし、ですからここでスピードアップしてなおかつ十分な数を、ただ今までの応急仮設住宅でちょっと失敗したような、ああいうミスマッチングを防ぐためにもよくニーズを把握してやらなくてはいけないのですけれども、そこまではこういう要望書の中では書けないでしようから、形としてはですから迅速かつ十分にということを入れてもらいたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（宮本皓一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（高野善男君） この中で4ほつの長期に居住ができない家屋の修理や取り壊しに対する支援並びに帰還できない住民の家屋取り壊しの実施ということで、これは除染の取り壊しに対する解体除染ということの言い回しで総理大臣のはうには出しているという状況でございます。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 生活支援課長。

○生活支援課長（郡山泰明君） 7番の家賃も当然ですが、迅速かつ十分にという文言も入れたいと思いますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（高野善男君） 3番の町内全域の除染を早急かつ確実に実施することというふうに明記を変えて提起したいと思います。

○議長（宮本皓一君） 12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君） 3番と7番わかりました。

4番の意味がよくわからなかつたので、もう一度明快にお答えください。

○議長（宮本皓一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（高野善男君） この文面の中で先ほども言いましたけれども、帰還できない住民の家屋の取り壊しと住居ができない家屋の修理や取り壊しに対する支援ということで、ここで言い回しで取り壊しの除染という明記を言い回しのほうで書いていたということでございますので、この辺はご理解願えればというふうに思っております。

○議長（宮本皓一君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） 課長はそういう意味かもしれないけれども、やはり表現の仕方として、家屋の修理や取り壊しに対する支援、非常に弱いです。そうではなくて、これはさっきから言っているように希望する場合、希望するという言葉はあれでしょうけれども、解体除染も選択できるということをもっと、何ぼ支援するのというような感じにもなるので、もっと強い表現にするべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（宮本皓一君） 副町長。

○副町長（田中司郎君） 確かに支援というとどこかで負担が伴ったりというふうにもニュアンス的には伝わる可能性も十分あります。ですから、この言葉については強い言葉をちょっともって表現していきたいと思います。例えば取り壊しを実施することとか、そういうふうな断定的な言葉で検討してみたいというふうに思います。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） さっきの件とちょっとタブってくるのですが、今の4番の取り壊しの問題、7番の災害復興住宅の問題、11番の被災者生活支援制度の問題と同じというか、これがタブってくるのですけれども、どちらも罹災証明による解体とかによって全壊扱いになるという制度の中で出てくることなのですが、どうしても今7番が災害復興住宅、これはこの整備と家賃というのをばらばらに考えれば、通常の災害復興住宅の整備も入っているのだと思うのですけれども、通常この文面でいくと、災害公営住宅のことだろうというふうに読み取れるのですが、やはり今のところが大切なのは重々僕も承知しているのですが、この先災害公営住宅だけではやっぱりやり切れないのははっきりしているので、12番の前のところでもいいのですけれども、やはり長期避難もそうですよね、11番の長期避難にしていただければ、半壊以上の建物は全壊扱いになって生活再生支援金の制度が受けられるということになるわけですけれども、受けられてもその先のところの支援がこれだけでとまっているとやっぱりないので、例えば昔の住宅金融公庫ありますよね、今の住宅支援機構。そこで建物を安い金利で建てられるように通常の再生制度の後としてあるのですけれども、あそこのものは、皆さんも住宅金融公庫のときに借りている方いらっしゃると思うのですけれども、あれはあくまでも自分の住む専用住宅に対しての支援ということで、低金利で貸すことになっているので、今我々が避難を仮にしていて富岡につくれないと、例えば富岡以外のところにつくるような形で住宅金融公庫の今新しい住宅支援機構の制度を借りようすると、必ずそこに専従の住んでいる人がいなければいけないという法律なのです。なのでそこに住所を移動しなければいけないです。その建物のある場所に住所を移動しないと、そこに家を建てるということはできないわけです。なので、やはりそこも一緒にある程度柔軟に対応してもらうように国のはうに働きかけないと、住宅金融公庫のときのまま移っているので、独立になったとはいえ、あくまでも国土交通省の機関として動いているので、国の

ほうで変わらないと住宅支援機構だけではそのところは変えられないので、ぜひともここに新たに自立再建をしていく人のための施策も考えてくれということをひとつ入れたほうがいいのではないかと思うのですが。

問題はあります。問題は富岡の町民に早くにでも戻ってほしいという方向でいくところに、そこに新しいところに家をつくってしまえば戻らないのではないかという心配もあるうかと思うのですが、やはり先々のことを考えていくと、そろそろこの先の住宅支援、住宅の建設支援のところも国に要望していくということが必要ではないかということで、4番、7番、11番の先に出てくる建物を建てるというところを一言ひとつ入れていったほうがいいのではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（宮本皓一君） 副町長。

○副町長（田中司郎君） 先ほどのご質問と非常に関連してくるのだと思います。先ほども答弁させていただきましたが、被災者のニーズというのは非常に複雑になっておりますので、今話された住宅金融公庫の利用についての弊害等もありますが、いずれ非常に複雑化するものに対応するためにはどこかにうたっていかなければいけないのですが、先ほど話したように、例えば総理大臣に出すものにそこまでうたっていきますと、詳細なものをうたっていきますと、本当にわけわからなくなってしまうこともありますので、例えば厚生労働省とか国交省とかというところに出す際には、今のようなことをしっかりとうたってやっていくというようなことを確認、この場でしておければいいのではないかというふうに思っているところでございます。

○議長（宮本皓一君） これ要望書そのものは、総理大臣に出したものですから、今度我々が要望活動するのには、復興庁にそのまま出すもの、それから厚生労働省に対してはここの中から2つなら2つしか該当するものはないと思うのです。そういう中でボリュームを広げていけますから、その辺はもう少し拡大解釈をしていただいても結構かなと思います。

○3番（遠藤一善君） これをこのまま出すということではない。これを直すということではなくて、もっと大胆に直すということ。

○議長（宮本皓一君） 私がこんなこと言うのはおかしいのですが、これが国土交通省であれば、大臣に出す場合には、国土交通省に合うものだけしか書いていきませんから、それが2項目しかなければ、その中にぽつを少しふやすとか、そういうようなことは可能だと思いますので、その辺はご理解ください。

3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 理由はわかりました。僕の言っていたやつの細かいことを書いてくれということではなくて、そういうことがあるので、ぜひとも今これ全体を見るとどうしても、当然当たり前なのですけれども、役所側としては役所の事業に対する支援をしてくれというのが当たり前なのですけれども、やはりそれだけではやっぱり大変なので、民間活力を、特に建築の場合は民間活力が必要

になってくるので、自力再建する人に対するところをぜひ入れていくようにしていただきたいと、今後はお願ひしたいということです。

○議長（宮本皓一君） 副町長。

○副町長（田中司郎君） 先ほど来話をしていますが、国あるいは県が建設を予定している災害公営住宅、これで全て賄えるとは我々も思っておりません。もっと細かな対応をしていかないと被災者のニーズに合ってこないということは重々理解しているつもりでございます。今のような話は当然今後災害公営住宅を建設する際の打ち合わせ等においても、民間の活力あるいは民間ベースの建物の利用、こういうものも同時に訴えていきたいというふうに思っております。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） なければ、12番についてありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） なければ、付議事件1、国への要望活動についての件を終わります。

終わる前に、先ほど議員の皆さんから要望がありましたように、少しインパクトの強い言葉を用いるなり、その辺を考慮して作成していただきたいと思います。それでは、付議事件1をこれで終わります。

暫時休議をいたします。

休 議 (午後 2時16分)

再 開 (午後 2時20分)

○議長（宮本皓一君） それでは再開いたします。

次に、付議事件2、その他の件を議題といたします。

冒頭に申し上げましたとおり、明日財物等の賠償基準がプレスされることから、国、東京電力の賠償担当の皆さんに説明出席をいただきました。

なお、出席者はお手元に配付した名簿のとおりであります。ごらんいただくようお願いいたします。

それでは、まず国からの出席者を代表いたしまして、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室、志間正和課長補佐よりご挨拶をいただきます。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室課長補佐（志間正和君） 富岡町議会の皆様、本日はお忙しい中、貴重なお時間をいただきましてまことにありがとうございます。

本日は、財物賠償について昨年7月に賠償基準公表、まさに富岡町議会の皆様、私もこの場でご説明させていただきました。その後数々の住民説明会などに出席させていただき、またそれ以外にも数々のご意見、住民の方々のご意見をいただきました。その中で不十分な点のご意見やご懸念が多数寄せられまして、それに対しまして今までの時間をかけましてその拡充策や補完策といったものを詰め

てまいりました。それをもってようやくあす財物賠償の請求手続を開始させていただくことを公表させていただきたいと考えております。

本日は、皆様に昨年の夏の補償基準の公表からどういったことを拡充、補完してきたのかといったところを中心にご説明させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

説明に移らせていただく前に、一点だけお願いを申し上げたいと思います。こちらの資料の扱いでございますけれども、先ほども申し上げさせていただきましたが、公表はあすでございます。過去いろいろこちらのほうも不十分な対応、取り扱いがございまして、情報管理には極めて厳しく対応するようにといったご指摘、各方面及び我々の上司からもいただいておりますので、本当に申しわけないのでありますけれども、今回説明にご用意させていただいた資料は、本日は回収させていただくことをご了承いただければと思います。

それでは説明は同じく同僚の市川のほうから説明させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございました。

次に、東京電力からの出席者を代表いたしまして、福島復興本社福島原子力補償相談室郡山補償相談センター、塚田隆雄所長よりご挨拶をいただきます。

○福島復興本社福島原子力補償相談室郡山補償相談センター所長（塚田隆雄君） ただいまご紹介いただきました塚田でございます。本日は経済産業省さんのご説明に同席をさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

なお、先日3月の18日でございますけれども、発生をいたしました私ども福島第一原子力発電所における電源事故の関係につきまして、使用済み燃料プールの冷却が一時中断をしたことにつきまして、大変なご心配とご不安をおかけしましたことをおわび申し上げます。

本件につきましては、設備の状況を確認した上で取りまとめ、公表をさせていただいた結果、事故の発生から公表までに時間を要してしまいました。深く反省をしております。地域の皆様方からいろんなご意見をいただき、お叱りをいただいております。それを真摯に受けとめまして、今後電源の多重化、多様化に取り組み、信頼の向上を図ってまいりたいというふうに思っております。あわせまして重要設備のトラブルに関しましては、わかりやすく、迅速、丁寧に情報提供を行うことに努めさせていただきたいというふうに思っております。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございました。

それでは、早速説明をお願いいたします。国からの説明となります。説明は経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室課長補佐、市川紀幸様にお願いいたします。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室課長補佐（市川紀幸君） 資源エネルギー庁の原子力損害対応室の市川と申します。本日は基準公表後の対象の詳細な基準について、

ようやくおおむね調整がつきまして、皆様にご説明をさせていただく機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、早速ですが、今お手元にお配りしております資料に基づきまして、昨年7月に公表させていただきました財物の賠償基準についてのそこからのいろいろなご指摘、実態調査を踏まえた現工程及びさらにその時点から詳細を詰めたその内容についてご説明させていただきたいと思います。

お手元にお配りさせていただいております横書きの財物の賠償基準について。

○議長（宮本皓一君） どうぞ着席のままで結構です。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室課長補佐（市川紀幸君） 着席をして説明させていただきます。

財物賠償についてという、1枚めくっていただきますと、まず最初の項目として建物評価の追加というのがございます。これは昨年7月に私どもが基準を公表させていただいたときに、大きく定型評価というのと、個別評価という2つのご案内をさせていただいておりました。定型評価というのがいわゆる固定資産税評価額を用いた算定方式で賠償額を算定するもの、あるいは福島県の平均の新築単価を用いて算定をする方法と。それとあともう一つは個別評価というものについては、当初は現地調査というものを念頭にご説明をさせていただいておったところでございます。ただ、しかしながら後ほどございますように、現地評価というのはしっかりとこれは現地を見させていただいた上で、専門家に評価をいただくものでございますことから、一度この評価をされるといわゆる後戻りというか、その後また定型評価にやはり戻りたいということについては、ご遠慮いただくというようなご説明をさせていただいていたところでございます。この方法でいきなり定型がご納得できずに現地で後戻りができずと、これは非常に被害者の方々にとって不利ではないかというご指摘も受けたことから、1つといたしましては、個別評価にもう一つ現地調査以外の評価方法を追加させていただきました。具体的には1. の①にございますように、事故時点での時価相当額を算定する方法として、家を建てられたときの工事の請負契約書及び領収書の支払い証票、この家は一体幾らかかったのかというような、実際に建物の取得金額を確認させていただき、この単価をもとに賠償額を算定するという方法を新たに追加をさせていただいております。これが1つ目でございます。

もう一つ目、②でございますけれども、従前ご紹介しておりました現地評価でございますけれども、この具体的な現地評価の考え方、方法について今回お示しをさせていただくこととしております。具体的には2. の現地評価の具体的な考え方というところでございまして、これは補償コンサルタントという専門家、建築の専門家が現地調査をして、建物、屋根や柱、外壁など、その部位、部位ごとに価格を積み上げて算定し、この積み上げたものを不動産鑑定士が確認し、その価格を被害者の皆様にご提示をするという方法になっております。これは建物の専門知識を有する補償コンサルトがおのおのの屋根や柱や外壁などのその時点での標準的な価格というものを公式なデータからとりまして、これをもとに算定をさせていただくということになっております。

最後の一番下の段落のところでございますけれども、これは先ほど申し上げましたように、現地評価というものはしっかりと 1 軒 1 軒現地で損害額を正確に把握させていただくことから、この方法をとられる場合にはこの方法でお支払いをさせていただくというような形になっております。以上が建物の評価方法の追加及び現地評価の具体的な考え方でございます。

2 ページ目をお開きください。2 ページ目は、増改築特定の高額設備に対する取り扱いというものでございます。特に定額評価、定型評価を行う際、固定資産税評価額なりをもとに賠償額を算定する際には、場合によっては増改築、古い家をリフォーム、大規模修繕なりをしたりというようなことで家の価値が上がっているにもかかわらず、固定資産税評価に評価されていない場合がございます。このような場合、このような増改築については建物の賠償とは別に、増改築で価値がふえた分について別途賠償させていただくということにしております。この場合の増改築でございますけれども、通常家、建物についてはある一定年数ごとに、これは補修維持のために定期的な修繕なりを行われるかと思いますけれども、この通常の維持管理を目的とした修繕なメンテナンス工事、現時点で20万円未満の工事やら、周期はおおむね 3 年以内の工事、壁の塗りかえ等、明らかに建物の価値を増加させることのではなく、その建物の維持管理が目的の工事については、これは対象外とさせていただいております。これはもともとこういう維持補修というものは、固定資産税評価額の評価にこういう維持補修を前提として価値が算定されていることから、こういうもの以外の増改築について別途賠償させていただくということにさせていただいております。

水色の枠の中をごらんいただければと思います。大きくケースとしては 3 つあろうかと考えております。1 つ目が増築工事のみ、増築をした場合です。増築の場合には、増築にかかった工事金額をご確認させていただき、これに増築をした時点から時の経過でだんだんその価値は減少していくものでございますので、そこの分を加味させていただいた上で増築部分の時価相当分を算定し、個々の増築部分についての賠償を建物とは別途賠償させていただくということにしております。

2 つ目が改築でございます。面積はふえなくて中をいじった場合でございます。これは建物の取りかえの部分の価値を改築時の工事金額から控除した上で、経年価値の減少分を考慮し、改築部分の時価相当額を算定し、追加賠償しますということになっています。これ簡単に申し上げると、もともと改築前にあった部分について、これもある一定の価値が残っておるのですけれども、それを増改築によって新しいものにかえたということで、古い部分の残っている価値を差し引いて新しいものだけの価値を算出いたしまして、それを基礎に賠償させていただくというような考え方になっております。

3 つ目が増築と改築、これ両方行った場合でございます。これは増築の場合の①と②、これを分けて算定をさせていただき、これを合算し、その合算した額を時価相当額として、これに一定の係数を掛けて賠償させていただくことになっております。

大きく 2 つ目といたしましては、今は増改築でございましたけれども、もう一つは特定の高額設備というものがございます。建物に付随している設備の中で、これも定型賠償の中で固定資産税評価額

なりに反映されていないものがございます。具体的には米印のところを見ていただければと思うのですけれども、太陽光発電設備あとは合併浄化槽、飲用の井戸がございます。これはお持ちでいらっしゃっても固定資産税評価額には反映されておらないため、固定資産税評価額をもとに賠償額を算定する方法を選ばれた方については、仮にこういう設備をお持ちの場合、これが加味されておりません。なので、これもこういう設備をお持ちの方は別途賠償額を算定させていただき、賠償させていただくという取り扱いにさせていただきたいというふうに思っております。具体的な算定方法といたしましては、まず時価相当額というものを出してしまって、これにそれぞれの賠償の例えれば解除の見込み時期であれば6年であれば6分の6、これが3年であれば6分の3という割合を掛けさせていただいて、それを賠償させていただくというようなことになっております。駆け足でございますけれども、以上が増改築特定の高額設備に対する取り扱いでございます。

大きな3つ目といたしましては、定型評価に係る主な変更点でございます。建物に係る変更点でございますが、先ほども私が申し上げましたように、固定資産税評価額を用いた算定方式、あとは平均的な福島県の建築単価、これに面積を掛けて賠償額を算定するという、この2つを私ども定型賠償と呼んでおりますけれども、定型賠償については昨年の7月、この下の図にあるようなご説明を住民説明会でもいろいろご説明をさせていただいておって、その考え方、係数については既にお示しをさせていただいているところではございますけれども、基準公表後いろいろ住民説明会または関係市町村会合でのご指摘、実態等を踏まえまして、数値の見直しを行っております。

変更させていただいた点は2点ございます。1点目が1.にございます事故発生時点の時価相当額算定における償却開始年の見直しでございます。これは何かと申しますと、下の図を見ていただきますと、まず一番左が事故前の固定資産税評価額というのがございます。これ事故前の固定資産税評価額というのは、これは家を建ててから時の経過で価値が減少した分を加味した評価額になっておりまして、まずこれを建てた時点の評価額、時の経過による価値の減少がない状態に戻します。それを戻した上で3つ目の青い棒のところ、左から、棒でございますけれども、一方で固定資産税評価額というものは、これいわゆる時価相当額よりは低く見積もられておりまして、当初は新築時の固定資産税評価額に1.7倍すれば時価相当額、いわゆる時価になるという考え方で1.7という係数を置かせていただいておりましたところ、これをもう少し詳細に実態を、本当にそうなのかということを基準公表後精査をさせていただきました。その結果、やはり1.7よりはもう少し高くなりそうだということで、1.7の係数を上積みさせていただきたいと思っております。おおむねプラス0.3とかそのぐらいの数値を見込んでおりまして、1.7からおおむね2倍にこの係数を引き上げさせていただくということを考えております。

もう一つは、済みません、説明が前後しましたけれども、もう一つが償却開始年の見直しということで、そうやって今私が申し上げましたように、時価相当額を出したところから、これもう一度今現状の家がどれくらい建ててからたっているのかということで、時の経過の減少率を掛けていくわけな

のですけれども、これは当初平成23年も建物の価値が減少するとしていたところ、23年は建物の価値は減少しませんと。22年までの減少で、23年は減少しないということで、簡単に申し上げましてその価値が落ちているというところを23年は見ないと、価値は落ちていないというようなことで、この係数についても上積みをさせていただくというような取り扱いを、今般させていただくことにさせていただきました。今申し上げたのが、固定資産税評価額または平均新築単価における係数の見直しでございます。

下の3ページ目の3. でございますけれども、居宅以外の建物、いわゆる倉庫などについてですけれども、これに対応した平均新築単価の設定というのがございます。これも昨年の7月、福島県の住宅の平均的な建築単価、これに面積を掛けて賠償額を算定することとしておりましたけれども、お示しした当時では住宅以外のものについては、この方式ございませんでした。平均的な住宅以外の平均単価というものを設けておらなかつたため、倉庫などをお持ちの方についてはその方式が使えないということで、今般非居住用の平均的な建築単価について係数を設定させていただきました。この具体的な係数につきましては、大変恐縮でございますけれども、あした東京電力が具体的な数値を、単価をお示しさせていただきますので、まずはそれを見ていただき、このような数字になるのかということをご確認いただきたいというふうに思っております。以上がいわゆる定型評価に係る主な変更点でございます。

次のページ、4ページ目を見ていただければと思います。4ページ目、これは地震、津波による被害を受けている場合の取り扱いでございます。原子力損害賠償、今回東京電力が行う賠償については、一般的にはいわゆる原子力損害について賠償するものでございます。この際に今回被害に遭われた方の中には地震、津波による被害を受けている方がこれはいらっしゃいます。このような方についての原子力損害賠償をどのようにするのかということについて考え方を整理してきております。表のところを見ていただければと思います。大きく津波、地震による被害については、これは土地、建物、家財、事業用資産というのがございまして、まず土地につきましては、これは津波や地震の被害があつてもそれとは全く関係なく、全ての方に原子力損害として100%お支払いをさせていただくという取り扱いにさせていただこうというふうに思っております。これは津波が去った後でも当然土地はそこに残っておるわけでございますし、その価値については何らなくなっていないということで100%お支払いをするというような形になっております。

建物につきましては、これは被害の程度によってお支払いする割合を分けさせていただいております。まず一部損、これは簡単な補修の工事で現状が回復できるような損害については、損害が全くなかった方たちにお支払いするケースと比べて97%の割合でお支払いをさせていただくということにしております。そこから被害の程度において半壊、全壊、倒壊、流失と、被害の程度が重くなるにつれて、半壊の場合には80%、全壊の場合には50%、建物については大変恐縮ではございますけれども、倒壊、流失、全く流れてしまったものについてはゼロ%という形にさせていただいております。

家財でございます。家財については、これは被害の程度で全損までにつきましては、これはすべからく100%お支払いさせていただくことにしております。倒壊や流失につきましては、これは今現行20%というふうにお示しをさせていただいております。当初私ども考えたのは、これも建物と一緒に流れてしまつてはやはりなくなつてゐるものというご認識のもと、各富岡町さんを初めとする自治体さんにもご相談したところ、いやいやそんなことはないだろうというお叱りを大変厳しく受けまして、再度私どもの中で津波があった後、それでも回収ができるような耐水性があるもの、これはどういうものがあるかというのを積み上げまして、そうしたところ最大限積み上げると20%ぐらいはいくのではないかということで、20%ぜひお支払いをさせていただきたいということで、この数値をお示しさせていただいております。

最後に、事業用資産でございます。事業用資産につきましては、これは建物と同じような扱いをさせていただいております。

補足でございますけれども、まず1点目、被害の程度の判定でございますけれども、倒壊、流失につきましては、これは東京電力のほうが事故時点、またそれから時系列に衛星写真なりを持っておりまして、そういうものを参考に家が流されてしまったのかどうかという確認をさせていただくとともに、衛星写真ほか以外に例えば自治体さんが撮られた写真なんかあれば、そういうものを参考に建物が倒壊、流失したのかどうかというものをご確認させていただくということにならうかと思います

一方で全損、半損、一部損につきましては、これは被害者様から自己申告をしていただき、その自己申告の被害の程度に基づいて東京電力がお支払いをさせていただくという形にさせていただきたいと思っております。

それと先ほど申し上げました倒壊、流失における家財の賠償で20%とございますけれども、この20%につきましては、家財というのは定型の評価におきまして2つの種類がございます。帰還困難区域用と解除準備区域、居住制限区域用と2つの金額がございまして、20%の場合にはその2つの中で帰還困難区域、より賠償額を見積もりを積ませていただいたほうの数字の20%でお支払いをさせていただきたいというふうに思っております。以上が地震、津波による被害を受けている場合の取り扱いでございました。

次に参ります。次が所有者の確認方法というものがございます。土地建物の賠償については、これは財物の賠償でございますことから、事故発生時点の所有者を対象としてお支払いをさせていただくということを基本として考えさせていただいております。この場合に土地建物の所有の確認というものは、原則としては不動産の登記をもって確認をさせていただきたいというふうに思っておるところでございますが、一方で相続登記または表題登記がなされない建物を所有している方々、これ実態として多くいらっしゃいます。こういう方々たちについて全く払わないということであると、これまた生活再建も進まないというこれはご指摘多々いただいておりますことから、このような方については以下ご説明するような方法においても所有者と推認をさせていただき、賠償金をお支払いをさせていた

だくということにさせていただいております。

まず、表題登記がなされていない場合、いわゆる未登記の場合でございます。まず、確認方法といたしましては、登記がなされていない場合の代替的な確認方法の1つ目といたしましては、建物所有に至ったことがわかる資料、これは建物の請負契約書なり建物の売買契約書、これをもとにもしこういう書類をお持ちであれば確認をさせていただき、これが確認できれば所有者として推認をさせていただくという方法。

確認方法の2つ目といたしましては、請求された方が建物の固定資産税の納稅義務者にはなっておられますと。一方でその建物の下にある土地の所有者になっていることが登記帳簿で確認できること。または借地権や使用貸借等建物が所在する土地を使用する権利について権利がはっきりしていることというのが、契約書やら土地所有者の証明で確認できること、こういうことが確認できればお支払いをさせていただく方法。

3つ目といたしましては、これらの方針が困難な場合には、5年以上その対象となる建物の固定資産税の納稅義務者となっていること、5年以上対象となる建物に居住していること、これが確認できれば、こういう場合についてもお支払いをさせていただくということにしております。以上が未登記に関する扱いでございます。

1ページおめくりください。6ページ目でございます。6ページが今度は相続登記がなされていない場合でございます。相続登記がなされていない場合には、まず確認方法の1つ目といたしまして、遺産分割協議書や相続人全員の同意が相続人全員の方からいただけていることということが確認できることというのがございます。

これが困難な場合には確認方法の2でございますけれども、下の真ん中のところでございます、青いところでございますけれども、1から3を満たす場合に原則として2親等以内の相続人の同意が確認がとれることというのがございまして、どういうケースかと申しますと、建物に事故時点で居住をされていたと。また、建物の固定資産税納稅義務者となっておりますと。ほかにその権利を主張する方がいないと。この権利を主張する方がいないということを確認するために、こういう方については大変恐縮ながら、確認のために3ヶ月間賠償の支払いを留保させていただき、3ヶ月間ほかの方からお申し出がなければ、先ほど申しましたように2親等以内の相続人の方から同意をいただけているという確認がとれた時点で、賠償金をお支払いをさせていただくということがございます。

確認方法の3つ目でございます。ほかに今度はほかに請求する場合がいる場合です。ほかの相続人の方が私も賠償金請求したいという方が、居住している方以外でもし出てこられた場合です。こういう場合には、請求者の方が、大変恐縮ながら戸籍謄本により相続人全員どれだけの相続人がいらっしゃるのかというのをご確認いただき、何人いるかというご確認が東京電力でこの確認ができた時点での方の法定相続分についてのみになりますけれども、これについてお支払いをするというような取り扱いもご用意させていただいております。

今申し上げました1つ目から3つ目の方法、これでもなお困難な方がいらっしゃる場合には、これは個別にご相談をいただき、ダイダイ色の枠の中でございますけれども、他の相続人からの同意書提出がない場合には、これは公正証書において、まず1つ目といたしまして、他に権利を主張する方がいらっしゃらないと。仮にいらっしゃった場合、これは法的措置も含めた賠償金の返還、具体的に申しますと、民事手続なりの措置を含めた賠償金の返還、これをご確認いただいた上で請求のあった宅地建物の賠償金をこれを全額お支払いをさせていただくという対応もとらせていただきたいというふうに思っております。

この場合、いずれの方法においても所有者でありますという確認ができない場合であっても、例えば管理不能による建物の既存について実際今避難を余儀なくされている状況で、管理ができない状況で建物が傷んでしまったという場合に、修復をされて、その費用を負担した場合には、費用負担者、費用を負担した方に建物の時価相当額を上限に実費を賠償させていただくという取り扱いを用意をさせていただいているというところでございます。

中身についての説明は最後になります。請求の流れでございます。今回の財物賠償については、先ほど当室の志間からも申し上げたように、あしたプレス公表を行い、財物の賠償あしたから請求書の発送を受け付けを開始させていただくわけでございますけれども、今回の財物賠償については2回に分けて行わせていただくことを考えております。7ページ目のまず請求準備の下の請求者東京電力というところをごらんいただければと思います。まず、今財物賠償についてはまだ受け付けは開始しておらないのですけれども、資産情報のおののものは被害者の方が把握、これが東京電力がその資産情報を取得できる方法については町のご協力もいただきまして、家財明細書をお送りいただいているところでございますけれども、多くの被害者の方が町からお送りいただいた家財明細書を東京電力に既に送付をさせていただいておるところでございます。

東京電力が被害者の方からお送りいただいた家財明細書を見て、まずその被害者の方々たちがどのような財産をお持ちかというリストをつくりまして、これをまず被害者の方にお送りをいたします。おのの被害者の方々、あなたの資産はこういうものがございますという一覧をつくってこれをお送りし、これを被害者の方がご確認をいただいて、よしこれで間違いないということでお返しいただけた後に、その財産についての定額賠償、定型賠償による賠償額を印字した上で被害者の方に再度お送りさせていただくと。被害者の方はそれを見ていただき、その定額でご同意いただけるのか、または先ほど私が申し上げた個別評価または現地評価を希望するのかということをご判断いただき、定型賠償でよければその後合意手続に進んでいただく。個別や現地調査に進みたいという方がいらっしゃれば、今度そちらの手続のほうに進んでいただくというような流れでやらせていただきたいというふうに思っております。以上が大変駆け足でございましたけれども、今回の見直しの主な点でございました。

もう一つ、最後に資料をお配りしております賠償額の算定例というものがございます。これは新と

旧となっておりますけれども、新というのが今私が申し上げた定型賠償の先ほど申し上げた1.7から、上積みとか償却年を22年までとするというような上積みを加味したものが新になっておりまして、従来のやつが旧ということになっております。額は見ていただければこういうことになっておるのですが、一方で新のほうではこの額に加えて先ほど申し上げましたように、増改築をなされている場合にはその増改築の価値の分をまた別途、高額の設備を持たれている方についてはこの額にさらにその分が別途というような形で賠償額が合算して支払われるというような形になろうかと思います。

以上で私の説明は終わりにさせていただきたいと思います。何かあればご質問等、ぜひよろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございます。説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ありませんか。

12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） 2点確認したいのですけれども、1ページでひとつ話したほうがいいのかもしれないのですけれども、本人が登記してあるものとしているものと持っている場合には、現地評価というものを選べばよろしいのかということが1点。

それから、もう一つが5ページになるかと思うのですけれども、土地が本人のものであるところに例えば倉庫、倉庫と住まいが兼用になっているものがあった場合には、確認方法②に該当して処理されるというふうに解釈してよろしいのかどうか、その2点ちょっとお尋ねします。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室課長補佐（市川紀幸君） 1点目でございますけれども、登記されてしっかりと権利関係はっきりしているものについては、多分問題がなく進むのですけれども、登記がなされていない場合、先ほどご説明したように、例えば建物の登記がなくても、土地はちゃんと登記してあって、その建物に固定資産税を払っているという方であればその建物についても所有しているというふうに推認させていただくので、これについてもどんなやり方でも選べるようになるかと思います。必ずしも定型だけではなくて、現地評価も選べますし、定型評価も選べるという形になるかと思います。済みません、ちょっとなかなか仕組みも複雑なもので。

○議長（宮本皓一君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） そうではなくて、それはそれでわかるのですけれども、同じ人間が、ですから通常の例えば定型でいけるものと、それから未登記もしくは増改築が入っているというものを持っている人間がどの方式を選ぶかといったときに、現地評価を選ぶしかないのでありますと。結局片方は確定できるけれども、片方確定できませんので、そうすると全体を現地評価で申請すればいいのですか。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室課長補佐（市川紀幸君） 違います。これは各建物ごとに……。

○議長（宮本皓一君） 市川課長補佐、発言を求めてください。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室課長補佐（市川紀幸君） 済みま

せん。ふなれなもので申しわけございません。

お答えさせていただきます。これは別々にできます。

〔何事か言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 市川課長補佐。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室課長補佐（市川紀幸君） 大変ご迷惑申し上げて申しわけございません。

これにつきましては未登記であっても、例えば固定資産税を払っている方というのは、その建物がどれぐらいの価値でどれぐらいの面積でというの、これは確実にわかるはずなのです。例えば固定資産税評価額があるようなものについては登記がなくても、これは定型で選んでいただけるというふうに考えております。

○12番（塚野芳美君） もう一点。5ページの件は。5ページの件はどうなのですかとお尋ねしているのです。

○議長（宮本皓一君） 市川課長補佐。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室課長補佐（市川紀幸君） 5ページについては、表題登記なされていない場合……。

○議長（宮本皓一君） 12番、塚野芳美君。

今の5ページの②というの把握していないかもしれないから、その文、言ってやってください。

○12番（塚野芳美君） 5ページの確認方法②のぽつ1、この件でですから土地は自分のものになっているけれども、未登記の物件がここに建物があったという場合も、土地が登記されているからそれでちゃんと賠償されますねということが1点なのです。

先ほどの1ページのほうも簡潔にお答えいただきたいのですけれども。例えば極端な話、建物10個持っていて5つは登記情報と合っていると。5つが合っていないといったら、5つを現地評価をするという解釈でよろしいのですか。

○議長（宮本皓一君） 市川課長補佐。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室課長補佐（市川紀幸君） 何度も申し上げておりますように、これ登記がなくても定型賠償は固定資産税評価額があれば定型賠償は選択が可能でございます。

○12番（塚野芳美君） それもないもの。増築とかもしくは全く、例えば農家なんかで倉庫なんているのは相当大きな面積持っていても登記していないのがはっきり言って普通なのです。それから課税もされていないのです。ですから、そういうものも土地がその人のものであれば、これを現地評価で評価されて反映されますね。

○議長（宮本皓一君） 市川課長補佐。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室課長補佐（市川紀幸君） ご指摘

のとおりでございます。

○12番（塚野芳美君）あと5ページ、簡単にお答えください。これもそれでいいのですね。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室課長補佐（市川紀幸君）はい。

○議長（宮本皓一君）ほかにありませんか。

4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君）4点ほどちょっと質問させてください。

まず1点目は、増改築の考え方。例えば昭和40年に家を建てて、昭和60年ころ例えば増改築したとそういったときに骨組みだけにして外壁からトイレから水回りから全部大がかりにやったような場合に、昭和40年の建築係数を使うのか、昭和60年の建築係数、全く別物になったわけだから昭和60年の建築係数を使うのか、それが1点。

あと土地、土地は固定資産税評価額に1.43倍掛けると。でも、例えば近隣の実勢価格、実際の取引価格、これはどういうふうに見るのか。あくまでも実際の取引関係なく帳簿上でいくのか、それが2点目。

3点目が家財の考え方、両家財がこのように変更になったというのがないのです。文科省指針の追報、これでは全家庭一律なのです。一律というのは20代の新婚ほやほやの人の家財も50代、60代の人の家財も全くばっさり一律なのです。やはりここは年収とか年齢とかそういったものに応じるべきだと思うのだけれども。それと1世帯の中に70代、80代の夫婦、50代の夫婦、20代の夫婦といえば、この前東電は台所が2つあれば2世帯とか形式的なことを言ったけれども、やっぱりここは中身が問題だと思うのだ。やはりそういうのを世帯を2つにカウントすべきだと思うのだけれども、その考え方。

あともう一点。最後。精神的な慰謝料、これ年間120万円を5年分一括で1人600万円。これ例えば今90代ぐらいの人が5年間一括でもらってしまったと。一、二年後亡くなったらば、あと3年分、4年分を戻せというのかと、その辺4点答えてください。

○議長（宮本皓一君）市川課長補佐。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室課長補佐（市川紀幸君）まず、1点目の増改築のところですけれども、これいじったところが違えば、そのいじった年ごとの係数をその部分だけ使って、それを合算するという形になるのかなというふうに思います。同じところを平成5年に1回いじって10年にいじってということになると、これは増築ではなくて改築になるので、ご説明したように前のやった、残っている価値を新しくやったところから引いて、その額を賠償するということになろうかと思います。

次の質問について、土地は1.43を掛けるけれども、森林はどうだということなのですけれども、今森林についてはまだ考え方をお示しできません。少なくとも固定資産税評価額……。

○議長（宮本皓一君）2番は森林ではなくて、土地の1.43倍が実勢価格と同じになるかということ

を言ったのです。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室課長補佐（市川紀幸君） 済みません。これは1.43の考え方というのが、土地については固定資産税評価額というのがいわゆる地価公示価格の7割を水準に設定されております。ということから、7割というものを割り戻すと1.43になるということで、1.43という係数を課していただいております。

次、3点目でございます。家財のテーブル、これは年齢による差もなくて、どんな年齢層でも一つのテーブルというのは実態に即していないというご指摘いただきました。これにつきましては、いろいろ実はこれを示す前に中で検討がございました。当初は正直申し上げて年齢別に分けておりました。ただ、これは年令別に分けることによって年齢間での不公平が出るというご指摘も一方では多くもらいまして、最終的には一つの価格帯というのですか、お支払いする賠償金額の帯でお支払いをすることにしています。そのかわり実際に示している定額よりも家財を持たされているというご申告があれば、これは別途実態を見て積み上げをやらせていただいて、定額を超えた部分をお支払いをすることによって対応させていただくという方法をとっております。

最後に精神的損害、これは例えば600万円をお支払いして途中でお亡くなりになられたら返還義務はあるのか。これはございません。基本的に亡くなられた方の相続人の方がそれを相続されるという形になろうかと思います。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 2点目の土地の件、1.43倍したものが例えば路線価格で、7掛けが固定資産評価額だという説明、その説明はそれはわかっているの。それを聞いたのではなくて、実勢価格、実際の取引価格と固定資産税評価額に1.43したもの、例えば今坪10万円するものが7掛けだから7万円、この7万円が固定資産税評価額で1.43倍すると10万円になるの、これわかっているのです。だけれども、実際そこは10万円で売買しているかというと、13万円とか15万円とかという売買があった場合に、実勢価格との乖離があるから、その辺は賠償としてどういうふうに考えているのというが質問なの。

あと、家財の考え方、家財の考え方年齢によって差が出る。持っているもので差があるのだから年齢によって、収入によって差が出るのこんなのが当たり前の話なのだよ。当たり前の話を何で一番家財を持っていない、例えば新婚夫婦やほやの人の額に合わせるの。逆に50代、60代の年収1,000万円、2,000万円の人の家財に合わせればいいではないの。そうすれば不公平感出ないよ。一番低いところに合わせているから不公平感が出ると言っているのだ。いっぱい持っている人、例えば1個1個算定すると。買ったときの値段で算定してくれるの。弁護士入ったら新価の1割ぐらいだよ、算定なんていうのは。一番汚いところでおたくら逃げているのだよ、今のは。その2点をもう一回回答し直してください。

○議長（宮本皓一君） 市川課長補佐。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室課長補佐（市川紀幸君） まず、土地の評価のところでございますけれども、これにつきましては一応事故前時点で土地取引どれくらいの価格で推移していたかというところも調べさせていただいております。その上で1.43から大きく外れることがないということで、基準として示す係数としては1.43を示させていただいております。

2つ目の家財の点につきましては、これも必ずしも年齢によってそのものが比例をしないというようなご指摘も、この基準を策定する際に多々受けたこともあります。大変恐縮ながら今の水準になっております。そのかわりにこれはお手間をとらせてはしまうのですけれども、これも繰り返しになりますけれども、家財のテーブル以上にお持ちの方というのはご申告いただいて、定額を超える部分をちゃんと持っていたものの実態に反映してお支払いをさせていただくと。

これは新価では払ってもらえないのかということでございますけれども、これも今の考え方からすると、やはりどうしても持っていたものの時価でお支払いをするというような形でやらざるを得ないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 土地のところに戻るから、まず。土地の実際の取引の価格は参考にするのしないの。そのところまず答えていないから、そこを答えて。参考にして1.43が妥当だという今答えるのだけれども、では1.43掛けたものが不満があると。不満がある人は私の家の隣は去年こういう金額で売買した実績があると。そういうときにはその売買した実績をもとに参考に賠償してくれるのかどうか。

あともう一点、家財。家財時価というけれども、家財の時価の求め方を全然言っていないから。さっき私は実際弁護士が入ってきて算定するとなると新価、買った値段の1割ぐらいが時価だよというふうに言うから、積算していくって本当にまともな金額にならないの。それをわかっていておたくらが言っているから何やっているのということになっているの。

それと一番最初の質問の中に、私は70代とか50代とか30代とか世帯別で、じいちゃん、ばあちゃん世帯とか、2世帯、3世帯がいた場合に、世帯ごとのカウントするかという質問も答えていないから、その辺もきっちり答えてください。

○議長（宮本皓一君） 市川課長補佐。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室課長補佐（市川紀幸君） 1点目でございます。まず個別の売買の土地の取引の実態を反映させるのかというご質問については、基本的には難しいと考えております。これは土地取引というのはいろんな要因があって、果たしてその一つ一つの取引が適正な時価に基づいた取引かどうかというところについては、これは非常に難しいものかなというふうに思っています。一方で固定資産税評価額というのはもともとは地価公示価格をも

とに算定をされるものでございまして、その地価公示価格というのがあくまでもその地域において適正だと思われる取引価格を参考に定められた数字であることから、基準として示すには1.43ということでやらせていただいているというようなことになっております。

2つ目の家財について、これは先ほど申し上げましたように、1割になるかどうかというのはこれはそのものによって違いますけれども、どうしても買ったときの金額ではなくて、買ったときから物の時の経過による減価償却を端的に申し上げるとすると、その減価償却を踏まえた価値になってしまふというのがございます。

もう一つ、家財の世帯の考え方でございますけれども、これはまずは住民票なりでというのがございますけれども、一方で去年からお示ししております台所が2つあってというような形式的な要件もお示しさせていただいております。ただ、それでも実態が2世帯なのに1世帯でカウントされているということであれば、これは大変恐縮でございますけれども、個別に事情をお伺いさせていただいて、実態として2世帯ということであれば、これは当然2世帯としてお支払いをさせていただくという運用になろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○4番（安藤正純君） 議長、3回やったけれども、いいですか。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 世帯の考え方をもう一回質問させてください。

例えば俗に言う世帯主という考え方と、生計維持者という考え方あると思うのだ。生計維持者というのは、例えばどういう収入で生活しているか。例えば70代、80代の人が年金と、じいちゃん、ばあちゃんが年金で生活している。50代、60代が例えば働きに出て生活していると。お互いに買い物してくると。ただ台所は1台所だと、風呂も1台所、これは不経済だからね、2つつくるということは。そういうふうに生計が別々であれば、2世帯とカウントしますか。

○議長（宮本皓一君） 市川課長補佐。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室課長補佐（市川紀幸君） これは今すぐそのケースが即答できるというふうになかなかお答えができないと思います。

ただ、考え方としては家財というのは世帯単位でお支払いすることなので、一緒に住んでいらっしゃる方々が家財なりを一般的に共有しているのであれば1世帯、共有していないのであれば2世帯というような考え方になろうかと思います。

○議長（宮本皓一君） ほかに。

9番、黒沢英男君。

○9番（黒沢英男君） 5ページの登記がされていない場合の未登記の土地、所有権が移転されていない土地について、例えば本件事故発生日時点の所有者を対象としてお支払いをしますという前提が書いてあるのですが、例えばこの時点で所有権移転していないと。ただし売買契約はされていて、も

う所有していると。何らかの形で移転されていない土地があると仮定すると、この土地に対して、例えばこれがいつの時点でも、あと何ヶ月間かの時点で所有権が移転できるという土地があった場合に、その場合にそういう土地は誰が見ても所有しているということがわかれれば、移転登記が事故発生以前でなければならないのか。例えば平成20年11月売買契約による所有権移転と、25年の7月に移転登記したと仮定すると、そういう土地は対象になるのかならないのか、この1点。

あと7ページに請求の流れということで、現在請求準備から賠償対象資産の確認までいっていますよね。各家庭に全て行って、それが電力さんに返送されていますね。これから後、算定方法の選択、請求者に送られてくる定額評価でいいか個別評価でいいかと、賠償の合意書、これいつごろの時期になるのか、この2点お伺いします。

○議長（宮本皓一君） 3時半まで休憩します。

休 議 （午後 3時20分）

再 開 （午後 3時30分）

○議長（宮本皓一君） それでは再開いたします。

先ほど9番さんの質問に対して市川課長補佐から説明を求めます。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室課長補佐（市川紀幸君） 先ほどのご質問に対するご回答をさせていただきます。

まず、1点目でございますけれども、これは例えばもう登記の手続が開始されたとか、もう所有権の移転が何かしら明らかな状況が把握できれば、これは個別にご相談をいただいて対応が可能かなというふうに思っております。いずれにしても、個別の事例が、まさにそういう事例があった場合には東京電力にご相談いただければというふうに思っております。

2点目、スケジュールの関係でございます。スケジュールの関係で申しますと、課税明細書はもう既に東京電力に付けておりまして、今資産の一覧表をつくっております。これはあしたの公表後に順次請求書をお送りするわけですが、一番早い方で公表日、または翌日から資産一覧表を被害者の方にお送りをします。これをスムーズに送り返していただければ、そこから一、二週間程度で今度賠償額を印字して、また請求者様にお送りができる、私どもの今の考え方で一番早い方、一番方法の選択も定型でこれでご納得いただけるというような方で、連休ごろに第1号というか、支払いの第1号がお支払いができるのかなというぐらいのスケジュール観を考えております。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 9番、黒沢英男君。

○9番（黒沢英男君） 先ほどの土地の所有権移転登記が準備が整っているということなのですが、本来であれば売買契約と同時に、移転登記しないだけで、本来であれば所有者なのですが、全て権利書、例えば印鑑証明書等がそろえてあるという場合であれば問題はない、確認できれば問題はないと

思うのですが、その辺いかがですか。

○議長（宮本皓一君） 答弁お願いします。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室課長補佐（市川紀幸君） ご指摘のとおり、そのような運用できるよう、東京電力としっかりそういう方針でできるかどうかというのを確認をさせていただきます。いずれにしても、私は可能かというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 9番、黒沢英男君。

○9番（黒沢英男君） まだ何か歯切れがちょっと悪いのですが、あくまでもこれはここに書かれている所有権移転登記、登記情報が確認できることというのが一番の条件なのですが、それには農地転用が絡む場合、農地法第5条が絡む場合、すぐに今富岡町が農地転用できるかという状態は相続登記以外は第3条の申請以外には今認められていないのです。あと何カ月間において再開できるようになると思うのですが、そういう登記が確認された後でないとダメなものなのか。全て書類は整っているけれども、全部申請書も何もかもでき上がっていて、日づけを入れて提出するような形まで整えておいてもダメなものかどうか、その辺もう一度最終的に確認します。

○議長（宮本皓一君） 市川課長補佐。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室課長補佐（市川紀幸君） これ今私の一存でこれが全てできますというのは、大変申しわけございませんけれども、基本的にはできる方向でお知らせを改めてさせていただきたいというふうに思っております。

○9番（黒沢英男君） 終わります。

○議長（宮本皓一君） ほかにありますか。

3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 何点かお聞きします。

まず、建物の現地の評価を行った際の評価なのですけれども、建設物価等で確認をして積み上げ形式をするということなのですが、多分現地調査をしなければいけないような建物は古い建物が多いと思うのですが、建設物価にないような特殊な古い建物でケヤキだとかそういう特殊な木を使って、通常の建設物価にはないものに関してはどういうふうにお考えなのかということが第1点。

それから、壁の塗りかえ等は増築、改築には含まないというふうに書いてあるのですけれども、壁の塗りかえ以外の壁の張りかえとかということはどういうふうになるのかということ。

それから、被害の状況の考え方なのですけれども、ここに自己申告ということで倒壊、流失以外は自己申告というふうになっているのですけれども、現実的に保険屋さんほうの地震保険の全損、半損とか一部損とかという考え方、それから通常の罹災証明の全壊、半壊の考え方とは全くリンクしないといいということでいいのかの確認をお願いします。

○議長（宮本皓一君） 市川課長補佐。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室課長補佐（市川紀幸君） 1点目でございます。建築物価等ない場合というお話ですけれども、このような場合にこそまさに補償コンサルとか専門家にちょっとお伺いをして、まさにどういう価格にすればいいのかというのを検討させていただかざるを得ないというふうに考えております。

2点目、壁の張りかえはどうなのかというご質問でございます。これは基本的には維持補修かなと思いますけれども、いずれにしてもこれ後ほど今後東京電力が公表した後に、壁の塗りかえだけではなくて、幅広く維持補修というものはどういうものかという例示を可能な限り多く例示を出させて、皆様にわかりやすいような形でお示しをしたいというふうに思っております。

3点目でございます。これはリンクしておりません。東京電力があした示す、ちょっと概要は書いてありますけれども、例えば全壊であれば柱や基礎の半分以上が損壊していますよというようなことをご自身でご確認いただいて全損というふうにご判断していただければ、それを自己申告していただくという形になろうかと思います。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 先ほどのまづ1番のそういうときこそコンサルだというのですけれども、コンサルタントというのはコンサルタント業務であって、例えばそういうものの判断、コンサルさんができるのですかということをもう一回確認。

それから、被害の状況でリンクせずということで、自己申告においてですけれども、柱や基礎の半分以上が損壊しているという損壊というのはどういう程度のものを損壊というのか。具体的にそういうのはきっと明示されてくるのでしょうか。それこそ素人が自己申告するときに壊れていないといえばそれで済むのですけれども、どの程度が壊れててどの程度が壊れていないのか、判断つくようなことはきっと明示されるのでしょうか。

○議長（宮本皓一君） 市川課長補佐。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室課長補佐（市川紀幸君） 1点目でございます。これは補償コンサルト、建築関係の補償コンサルでございまして、当然建築についての専門知識を有している方でございます。当然場合によっては補償コンサルと、あとは不動産鑑定士なんかも入れて、このような事例には対応させていただきたいというふうに思っております。

2点目でございます。2点目も今回お持ちしている資料では、非常に損害の状況というのを簡単に柱や基礎の半分以上の損壊と書いてありますけれども、これ実際に被害者の皆様方にお示しするときには、もう少し詳しく被害の状況というものを記載させていただいて、わかりやすくさせていただくというふうにしたいというふうに思っております。

○議長（宮本皓一君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 不動産鑑定士さんとかにもお頼みするという話なのですが、不動産鑑定士と

いうのは建物の材料を鑑定するのが仕事ではないと思うのですが、そういう人に頼んでちゃんと建物の価値判断ができるのでしょうか。例えばケヤキの柱どういうものだと値段が高くて、どういうものだと値段が低いというふうに想定しているのでしょうか。

○議長（宮本皓一君） 市川課長補佐。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室課長補佐（市川紀幸君） 濟みません。今つまびらかに鑑定士は本当にどこまでできるのかとか、補償コンサルがどこまでできるのかというのを程度的にお示しすることはできないのですけれども、いずれにしてもきっちり専門家のお話または場合によっては識者なり業界にも聞いて、個別にしっかりと対応させていただきたいと思っています。

○議長（宮本皓一君） ほかにありますか。

7番、渡辺英博君。

○7番（渡辺英博君） 12番さんの関連ですが、一点だけ確認したいと思います。

7ページの請求の流れの中で、請求者は以下のいずれかの評価方法の選択、賠償額の合意ということで定額評価と個別評価と現地評価、ここから選ぶようになっておるわけでございますが、例えば一つの土地の中に建物が6つあったよと、それで5つは登記されておりまし、税金も払っておりますから定額評価をしますよと。あと1つは倉庫だったので登記も税金も払っていませんという場合。片方は定額評価と、登記も何もしていないところは現地評価と。あともう一つは、その屋敷の中に例えば庭とか外構の件で、外構は10%とか庭木は5%とありますけれども、これではとても納得いかないよと。だから外構と庭木は現地評価だよと、そういうケースも考えられますので、ただ単に3つの中から選んでちょうだいよと言っても、一人の所有者が1個の土地の上にそういう物件が建っている場合どうなるわけですか、その辺お答え願いたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 市川課長補佐。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室課長補佐（市川紀幸君） 濟みません。これは恐らく資料のつくり方が悪くて、請求者が東京電力から受け取ったら、すぐに定額、個別、現地を選んでくれと、選ぶだろうということではなくて、当然被害者の方でもいろいろなケースがあって、どれが一番適切な評価なのかというものをお考えになられるかと思います。それをよくよくお考えいただいた上で、いずれにしてもこのうちのどちらかの評価方法を選んでいただかないと、当然賠償額というのは最終的には出ません。なので、これの中から選んでいただき、これ選んでいただいた後にこれは一般的に定額評価のほうが一番多分スムーズにお支払いができる、現地評価に行くごとにやはり若干時間がかかるてしまうということがございますけれども、済みません、資料のつくり方で簡単にこの3つのどちらかチェックしろみたいな、そういうつもりではなくて、あくまでもこの評価方法でお支払いをするために選んでいただくというような選択肢を書かせていただいているということになっております。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 7番、渡辺英博君。

○7番（渡辺英博君） ちょっと確認なのですかけれども、例えば請求書というのは一枚来ますよね、とにかく戸主というか世帯主に。それで世帯主は今言った6つの物件の地権者なり何なりだった場合、例えば建物番号を打ちますと、1から6のうち5番までは定額評価ということを選択しますよと、6番は税金も払っていないし登記もされていないので現地評価をお願いします。あの庭木とかそういうことに関しては、庭には少しお金をかけていましたので、全然不満ですから、現地立ち会いですよと。あと例えば財物はその人は例えば高価なもの、いろんなものそろえていたから現地評価お願いします。例えばいろんなことをミックスすると思うのです。その場合はどうなのですかということを明確にお願いします。

○議長（宮本皓一君） 市川課長補佐。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室課長補佐（市川紀幸君） ご指摘ありましたように、被害者の方がお持ちの財産について幾つかの評価方法、違う評価方法を選ばれる方、これはいると思います。これは各評価ごとに当然手続を進めていくわけでございまして、具体的に言うと例えば定額評価と個別評価、現地評価をやった場合に、恐らく定額評価だけ先に額が早く出ます。それでご同意できれば、まずその部分の合意ということで合意をしていただき、その後現地評価が進んで額が確定した時点でこれでまたご納得いただければ、今度はその部分についての合意という形で、多分考えておるのは全部一括で、持っているもの一括で一回で合意という形にはそういうケースにはならないというふうに思っておりまして、あくまでも評価をして手続が進んで、それが進捗状況によって合意が幾つかに分かれるというふうに考えております。

○議長（宮本皓一君） 7番、渡辺英博君。

○7番（渡辺英博君） 3回目でこれ確認ですけれども、いずれかの評価方法の選択ということでこれ書いてありますけれども、例えば3つのうち3つ丸つけることも可能なわけですね、いろんな物件持っている場合は。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室課長補佐（市川紀幸君） はい。

○7番（渡辺英博君） はい、わかりました。

○議長（宮本皓一君） ほかにありますか。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 二、三点確認させてください。

今回増築とか改築とかいろんな部分に関して細部にわたって細かく出てきていることがありますですが、経産省のほうではこの賠償の指針を出すのにかなりいろいろなものを積み上げて、積み上げ単価である程度見ていると思うのです。そうした場合に、定額と個別と現地、3つを選択できるようになっていますが、あなたたちはこれを積み上げ単価で出してある程度の線は出ていると思うのです

同じもので積み上げた場合に、どれが一番得なのか。恐らく変わりないと思うのです。あなたたちはこういうことをやってきてて。これだけわかりづらくして、例えば現地評価は3割増しになりますよとかそんな話は絶対ないと思うのです。だからその辺もひとつ教えてください。特別高い単価の選び方があるのであれば。恐らく変わりない単価だと思うのですよ、全部どうやって積み上げても、と私は理解しているのです。

あと一点なのですが、一番被災に遭った方々が心配しているのは、賠償の金額、あと賠償がいつ出るのかと。私考えるには定額評価であれば一番早いのかなと思うのです。あと個別と現地を選んだ場合にどの程度かかるか。多分未知数だと思うのです。これはお互いに合意しないと出てこないと思いますので。5年かかるか10年かかるかわからぬと。そういう部分だと年配者は選びづらいのです。だからその辺をどの程度を目安にしているか。現にいろんな部分で訴訟やったりまつたりしていますけれども、紛争解決センターのほうに出したものはまだいまだに、早いうちに出した人たちでも全然動きのないようなのが実態なのです。だから下の個別と現地選んだ場合には5年、10年、20年でも30年でもお互い納得するまで経産省のほう折れないでとことんやるという考えなのか、これが一番問題なのです。

あと一つは、個別と現地評価選んだ場合のある程度コンサルタントとかそういう部分の係る諸費用それはどっちで持つのか。

あともう一つなのですが、農地とか山林、それはまだ出てきていませんよね。そっちのほうはどういうお考えなのか。農家のたちは逆に言うと、宅地と建物よりは農地と山林、そういうものを膨大に持っている人たちがいっぱいいるのです。それも一緒に出てこないと、なかなかこれだけでは合意しづらいのかなと私思いますので、その辺をお教えください。

その4点です。

○議長（宮本皓一君） それでは答弁、市川課長補佐。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室課長補佐（市川紀幸君） 1点目でございますけれども、今考えているのは現地評価に行くと高くなるという類型化みたいなものを考えていまして、それを事前に被害者様にご提示をしようと思っております。例えば建物の建築が特殊とか使っている木がある一定の種類のものだと、そういうものを具体化して、こういうケースの場合には現地評価をすると定型評価よりも上がる可能性非常に高いですというご案内を、請求書の案内でもさせていただくとともに、一応ご連絡いただければ専門家をおいて、補償コンサルなりをおいておのの家こんな感じなのだけれども、どうだろうかというご相談に専門家が答えられるような体制を組んだ上で、受け付けを開始するということにしたいと思っております。

2点目です。2点目ですけれども、どのくらいかかるのかということなのですけれども、これは先ほど申し上げました今3つ、定型評価、個別評価、現地評価とございまして、個別評価のほうはこれは実は現地に行かずに、もしお持ちであれば契約書等があればそこで確認ができるので、お持ちであ

ればほとんど定型と変わらない早さでございますので。問題は、ご指摘がございましたような現地調査でございます。現地調査もこれ今の段階ではちょっとどれぐらいかかるのかわからないというございます。これは多くの方々が現地調査をどれだけの方が選ばれるのかによって、これは当然調査する側も人数が無限ではございませんので、なかなか難しいところはございますけれども、ただ先ほど申し上げましたように、現地評価に行くと高くなるであろう類型を示すことによって、本当にそれを使うことによって、現地評価をすることによって高くなるであろう人をなるべくポイントを絞ってご案内できるようにできれば、現地評価のスピードもその分早まるのかなというふうに思っております。

もう一つ、現地評価の費用でございますけれども、これは東京電力が持つことになっております。これも恐縮でございますけれども、例えばご自身でどうしてもやられたいという場合には、ご自身でご負担いただくような形になるかと思いますけれども、少なくとも東京電力側で補償コンサルなりあるいは福島県の不動産鑑定士協会にも協力を仰ぎまして人員を確保しております、これについては東京電力持たせていただきます。

最後になります。農地山林につきましては、これはご指摘のとおり、これもなかなかまだお示しできずに申しわけございません。農地山林も当初は固定資産税評価額なりを使ってやろうと思ったところ、これどうしても実は実態に合わなくて、額が非常にご納得いただける額がなかなか出ないということで、現在農地の取引事例なんかを参考に、今どういう水準でお支払いをするのかというのを中心で検討させていただいております。いずれにしても、中で検討させていただいて、ある程度の検討案がまとまった時点で、また関係自治体なりに関係業界、団体にお示しをして、ご理解をいただいた上でその基準でやらせていただくということになろうかと思います。田畠のほうはそれでもなるべくおくれずにやりたいと思っておりますけれども、特に山林のほうがちょっとまだそういう意味では検討がおくれております、山林のほうはもう少し後になるかなというような形になっております。

○議長（宮本皓一君） 町長が4時からまた別な公務が入っているそうなので、途中退席されてもやむを得ないですよね。

どうぞ続けてください。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 説明はわかりました。現地評価を選ぶ場合には建物によってはこういうものある場合はこうだよということで、そっち勧めるということですので、了解はしますけれども、早く進ませることを考えるのであれば、やはり自分でそういう評価委員をお願いしてきた場合には、それは基準を決めて、50坪ぐらいの家なら5万円だよとか7万円だよとか、例えばですよ。そういう基準を決めて持ち主の方から探してもらって、ちょっとでも早く進めるという手もあるのかなと思いますので、その辺もぜひ検討してください。

あと本来であれば、国は避難民に対しては、全くこの事故に関しては避難民は責任ないわけですね。100ゼロ、200ゼロの事象ですよ。そういう意味で言うと、今回神奈川県の弁護団が指針を出し

ています。日本全国の平均値をとて宅地、建物平均値をとて補償すべきだと。あなたたちはいつまでも賠償、賠償、6年なら6年の目減り分の賠償しかしない。どこまでいっても平行線でこれは金額的には見合わない数字しか出てこないと、どういう積み上げ方式をとっても。神奈川県の弁護団は指針の中で日本の国の平均値とて土地単価は平米当たり11万幾ら、坪単価で言うと35万円ぐらいです。建物は平均値で65万円、坪。それだけ出すのが補償だと、そういうふうな指針も出ているのです。そういうことを踏まえてやってくれれば、まだまだ救われるような値段になってくるだろうと思うのですが、あなたたちはいつまでたっても賠償、賠償。どこまでいっても平行線になってしまふのです。その辺を十分今後踏まえてもらってスムーズな賠償方法をお考えいただきたいと思います。要望しておきます。

終わります。

○議長（宮本皓一君） 5番、宇佐神幸一君。

○5番（宇佐神幸一君） 私が聞きたいのは1点なのですが、双葉郡地方においても一部の営業になると思うのですが、宗教法的なものについて関連を聞きたいと思います。その中においての建物、簡単に言いますと、宗教法人の場合は固定資産税がかかっていませんので、固定評価というものが出てきません。ただ、一応建物についても、簡単に言いますと、古い価値が評価が高くなる、一般的な住宅と逆になるのですか、この点に対しての評価。先ほど2番議員から出ましたけれども、コンサルタントの件についても、基本的に不動産というよりも文化財的な価値というものの評価ができるコンサル的なものが入っていくのかどうか、その点についてちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（宮本皓一君） 市川課長補佐。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室課長補佐（市川紀幸君） 宗教法人等固定資産税の納税義務者になっておらないことから、固定資産税評価がないというのは存じております。一つの方法としては平均新築単価、第2方式と言われるやつかですね。あとは個別に現地評価なりをさせていただくことなのかなというふうに思っております。特に文化財なんかについては、これはなかなか基準では評価がしづらいというふうに思っておりまして、まさに文化的な価値のあるようなものについては、そこの価値分をちゃんと加味したものを賠償を、現地を見てするべきだというふうに考えております。

ただ、一方でどういう人たちが本当に適切にその価値を判断できるのかというのは、正直まだぴたっと固まっておりません。そういう意味ではまたご相談をしながら、そこの評価の方法についてはご了解いただきながらやりたいというふうに思っております。

○議長（宮本皓一君） 5番、宇佐神幸一君。

○5番（宇佐神幸一君） 実際に宗教法人の場合は一つの建物が主とする場合もあるのですが、そこに幾つかの建物が存在していると。ただ、それがほとんど登記されていない場合が多いと、そういう場合はその一つ一つが全部役目を持っているのですが、これも一つとしてやっぱり建物の損害賠償と

してのものになると思うのですが、そういう面に対する評価がいくのかということと、あとこれにも出ていますけれども、庭木と外構、大体宗教法人の場合は庭木がイコール外構、またはある程度の建物の周囲に一つの形成という形でなっている場合があるので、それが年数を重ねると庭木よりもある程度評価高く皆さん使っていらっしゃる場合が多いと。そういう場合の賠償の金額がやっぱりこの金額では合わない場合があるのですが、その点どうでしょうか。どうお考えでしょうか。

○議長（宮本皓一君） 市川課長補佐。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室課長補佐（市川紀幸君） 今申し上げたように、これをなかなか基準化して定型的に、宗教法人についてはこう扱うというのはこれは逆に実態に沿わないと思っておりまして、まさに具体的なものを確認をさせていただきながら、交渉というものを個別に進めるというやり方が一番よろしいのかなというふうに思っております。

○議長（宮本皓一君） 5番、宇佐神幸一君。

○5番（宇佐神幸一君） 一応今これから進めるので検討もちろんしていくということなのですが、やっぱり一般住宅とともに、特殊な建物ということではないのですが、特殊な事情においての一つの営業という事業所とともに、そういう建物を確保している人たちについて、またそのものに対して賠償やっぱりもとに返れないので、余計その人たちの少しでも対応をおくれるようなことなく、一緒に同時に進めていただくことを要望します。

終わります。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） まず1つ目が賠償金の振り込み先についてなのですけれども、請求書の中に例えば家族であれば代表者に振り込む方法と、あと別々に振り込む方法と、それは家族内で話し合って振り込み先を決めるのでしょうかけれども、聞いた話によると、例えば親子とか夫婦の中で別居していたりいろいろ事情があると思うのですけれども、特に高齢になって息子さんとか娘さんに任せているというか、勝手に進めている方なんていいうのがいるようです。全然お母さんとかお父さん、高齢になっているのでわからないということで、全然賠償金も自分の手元に入ってるといいう話を聞いているのです。その辺の同意をちゃんとしっかりととっていないと思うのです。とっていないからそういうことになると思うのですけれども、その件に関してこれから財物もあるわけですから、しっかりとやっていただかないと、本人に入ってこない可能性が大なのです。その辺はどのように考えられているのかが1点。

それから、法人の賠償についてなのですが、個人の建物については償却開始が23年から22年とか、係数が1.7から上積みということで大分条件がよくなっているのですが、法人は何か変更点があるのかどうか。

それと富岡町は5年間ということで6分の5を支給するということですが、法人も5年分というこ

となるのですが、法人の建物とか構築物とかいろいろ分けられてパーセンテージが決められていますけれども、5年分が64%で6年分で急に100%になるのです。これ前回も東京電力に確認したらちょっと返答いただけなかったのですけれども、なぜこういう数字が出たのか、根拠を教えていただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 市川課長補佐。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室課長補佐（市川紀幸君） 1点目の振り込み先の件なのですけれども、これは従来東京電力が世帯の固まりでお支払いするときには、基本的には同じ家族でも代表者に委任をしますという委任状の様式と一緒にご送付させていただいていて、委任をされた方の賠償金を代表者の方にお支払いをするということになっております。なので恐らく、例えば高齢のお父さん、お母さんいらっしゃる場合には、その方の賠償金も委任は息子に委任の署名はされているのかなというふうには思っておるのですけれども。ちょっとそれ以上にどうしたらいいかということは家族間の問題もあって、どこまでちょっと立ち入れるのかというのは、逆にお知恵があれば、何かいい振り込みの仕方があればご教示いただければというふうに思っています基本的にはちゃんと本人の確認をとって、その確認をとられた方の分だけをまとめてお支払いしております。

2つ目、法人についてでございます。法人の賠償については、これはそういう意味では今回の償却年を短くするとか1.7にするということについて、済みません、法人自体はもともとが建物についても償却資産のやり方でやらせていただいているので、今回直接関係はないと思っております。ただ、個人事業主の方については、この方々たちの建物については一般の方の住宅と同じ扱いをさせていただくので、今回の措置が適用されるということになっております。

あと最後の100%と64%のところなのですけれども、済みません、ちょっと私その数字が今にわからぬすぐ出てこないのですけれども、先ほどの64%、これは普通6分の5、6分の6とやる場合には平均的に直線で落ちていく形になるのですけれども、償却資産の場合だと、一方で償却資産というのはこういう曲線を描きながら減価償却をしていくものでございますので、そこを加味して6分の幾つというのをあわせると、その結果64%なりになるということになろうかと思います。

○議長（宮本皓一君） 2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） 1点目の振り込み先なのですけれども、家族間内の問題と言えばそれまでののですけれども、やはり高齢の方でお金のことになると夫婦だろうが、親子だろうが、やはりいろいろと、例えば高齢の人はやっぱりそういうことも請求もできないですから、その辺はしっかりとやはり本人確認をしていただかないと、本当に高齢者には賠償金が回らないということになっているの事実ですので、何かしらの方法で本人の確認をとらないと、これからもそういう問題は起きてくるかと思いますので。知恵をおかしくださいと言われても困るのですけれども、自分で考えてください。それから、先ほどの法人の件なのですが、法人は変わらないとおっしゃいますけれども、法人だつ

て個人だって関係ないですよね。何で法人だけが全然変わらないで減価償却でやらなくてはいけないのかよくわからないです。どっちかそれだったら選ばせてください。個人と同じ方法をとってもいいし、減価償却でやってもいいか、そのぐらいでないと法人なんていうのはやはりその企業によっては莫大な借金をまだしているわけです。今現在も営業が再開できなくて借金だけ返済している企業なんかたくさんいるのです。そういうことも考えていただかないと、本当に会社も倒産せざるを得ないですよ。社長も自殺せざるを得ないですよ。そういう状況に追い込むのですか。そういうことは考えているのですか。

○議長（宮本皓一君） 市川課長補佐。

○経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力損害対応室課長補佐（市川紀幸君） ご指摘重々受けとめてしっかり対応したいと思いますけれども、一方で法人のほうは、これ個人の資産というのはこれは法人の方と違って、これは資産の管理というための帳簿というのは、これは当然存在しません。一方で法人の方というのは自分が持っている資産等については、これはいわゆる帳簿で管理をされているわけでございます。そういうことから法人については帳簿ベースの基本的には価値をもとに賠償額を算定をさせていただいているということになっております。なので、必ずしも個人のやり方をそのまま法人に適用すると、これが妥当なのかというところについては、大変申しわけございませんけれども、にわかにそうですというのではなくて、なかなか今この時点ではお答えしかねるというような回答になってしまいます。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） やはり法人の賠償の内容では、本当に納得できない方が多分100人中100人だと思います。ぜひこのように個人のほうも少しは条件がよくなっていますので、ぜひ今後も法人に関しては多分長引くところが多いと思いますので、ぜひ検討していただきたい、特に解除見込み時期までの割合についても少しでも上げられるような検討をしていただきたいと思います。

要望で終わります。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） なければ、質疑を終了いたします。これをもちまして財物賠償についてのその他の件を終了いたします。

それでは、国、東京電力の方には退室を願います。ありがとうございました。

暫時休議します。

休 議 (午後 4時11分)

再 開 (午後 4時12分)

○議長（宮本皓一君） 再開をいたします。

その他の件で執行部からありませんか。

総務課長。

○参考兼総務課長（滝沢一美君） それでは、私のほうから議員の皆さんにご案内を申し上げます。

おかげさまをもちまして、市役所の北側に福島地方法務局の建物をお借りして、今回4月より教育委員会初め移動することが決まっております。議会の事務局はそのままでございますが、議場が整備できましたので、今後全員協議会なり定例会につきましてはそちらのほうで行うようにしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） これについて。

12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） 住所配られてましたっけ。行くのに配られていないと不都合なのだけれども。

○議長（宮本皓一君） 総務課長。

○参考兼総務課長（滝沢一美君） 帰りまして、早急にご通知申し上げたいと思いますので、よろしくお願ひします。場所と住所、地図も含めてご案内申し上げますので、よろしくお願ひします。一番最初、多分4月15日の委員会が最初だと思いますので、ひとつ。

○議長（宮本皓一君） 2番、早川君。

○2番（早川恒久君） ちなみに駐車場はちゃんとあるのでしょうか。我々が1台ずつで行っても足りるのでしょうか。

○議長（宮本皓一君） 総務課長。

○参考兼総務課長（滝沢一美君） 駐車場につきましては、その分は確保、建物の前に駐車場ございますので、そこで全協なり委員会がある場合には定例会ある場合にはそこよけて確保できますので。そのまま車で来てもらって結構ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（宮本皓一君） そのほか執行部からございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） なければ、議員の皆さんからありますか。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 先ほど私町長退席すると言ったものだから私反対したのですが、こういう全協の席で退席されて、執行部のほうで答えていただけるのであれば別に構わないのですけれども。といいますのは、私一般質問の中でもちょっと触れましたよね、除染の対応。どこがとるにしても富岡町の業者入れていただけるのですかということで、一般質問の中でもちょっと触れましたが、いろいろ話に聞いて実態を調べると、正直言って今試験除染やっているのは鹿島さんですよね。鹿島さんのほうが、恐らく執行部のほうでは実態はつかんでいると思うのですけれども、鹿島さんからある一定

の業者に発注して、そこから町内の業者に下請で出すという話が固まっているみたいなのです。それで鹿島の富岡の所長が西川さんという方で、誰が行っても受け付けないみたいですね。もうこれは発注するところ富岡のどこどこですよと決まっていて、そこからもらってくださいというような話みたいです。

そうすると、町長の議会の中での答弁とはもう180度かけ離れるのです。恐らく執行部は実態はわかっていると思います。そんなところに富岡町好き勝手に荒らされる理由は何者もないのです。といいますのは、今回試験除染と称して文化センターから除染しました。何のために除染したのですか。鹿島に本格除染始まつたら貸すために除染したのですよ、これぐらいの話なのですよ、環境省も。確かに1,000人、2,000人の人が動く場合には膨大なそういう施設必要です。休憩しても何しても、それはわかるのです。だけれども、営利目的で町の業者なんかあるなしにしている業者に、何でそんなところ貸すために国の金使って除染しなくてはならないのですか。そういう要望をしているのは町のトップである町長でしょう。恐らくそうだと思うのです。第一中学校、第一小学校の除染をしたり、7月から本格除染始まるためのつなぎの仕事をつくってやっているだけなのです。それも悪いとは言いません、私は。だけれども、富岡町民全体が生きることを考えていただきたいと。それは執行部のほうから強く要請してもらいたいというのが私の気持ちだったのです。

ただ、こんなことをやっていたら町はめためにされてしまいます。一部の人のために。ではどうするのだということになるのですが、私望んでいるのは、環境省から直接町の建設業界とかそういうところに発注してもらって、それで建設業界には例えば農家の人が、商店街の人、仕事からあぶれている部分の人たちが全体に会して作業について、そうすることによって何回も言っていますが、ごまかし除染なんかはなくなるのです、町民が目になりますから。環境省に町長を筆頭にして町執行部、町長、議会が一丸となつてもうこれではだめだから直接地元に落してくれと、それで欲しかったら鹿島に下請で出せばいいのだから、足りなかつたら。でなかつたら富岡町には一歩も入らせないと、そのぐらい強い意思を持ってやっていかないと、一部の人間に全て食い物にされてしまうと。副町長、そんなことあってはいけない話でしょう。あってはいけない話ですけれども、実態はそう動いているのです。今後どう対処する気ですか。町長の答弁していることと全くかけ離れた方向に動いているのです。

○議長（宮本皓一君）　　これについては最高幹部である町長が退席していますので、副町長、答弁できますか。

副町長。

○副町長（田中司郎君）　　私の答弁にも限度があろうかと思います。町長が一般質問で申し上げたとおりのことだと私は理解しております。建設業協会を頭に相談していくという答弁をしたと思っております。今お話を伺うまでも私はそういうふうに理解しております。現時点が今どうあれ、今回の先にある本格除染についてどうだというご質問の内容だったと思います。これについてはそういう答弁を

させてもらっていると思いますので、私の認識としてはそういう方向で流れをつくるという考えでいると理解しております。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 私もそういうふうに理解はしているのです。ただ、実態は全然違う方向に進んでいますので。それを正すにはどうしなくてはならないかということを今言ったのであって、そういうふうに間違いなく動くのであれば、それはそれで結構だと思うのです。ただ、違いますよ、流れは全然違います。その流れをとめるにはやっぱり執行部と議会が一丸となって申し入れをすると。それしないと方角修正は私はできないと思っています。方角修正できなかったらもう環境省から直接地元に落としてもらうしかないと。みんな檜葉も大熊も、今からやるであろう浪江町もみんなそうなのです。大手ゼネコンさんがまず受注して、地元の建設協会とかそういうところに全部おろしているのです。それで足りない分は日本全国から集めてきているのです。富岡も全く私はそうすべきだと思っているのです。そうすることによってのメリットは、やはりごまかし除染とか仕事を探していくもないなんていう人がなくなるのがメリットだと私は思っています。自分の庭を自分できれいにするのですから、ごまかしなんかやらないですよ。だからその辺が一番問題ですので、その辺の実態調査をきちんと執行部がしてくれるのか。そんなまどろこしいことやっていないで、町長を筆頭にして我々が行けばすぐわかることがありますから、そういうことを早急に私はやってもらいたい、立ち上げてもらいたいと、要望ではないです、やってもらわなくてはならないです、これは。どうですか。

○議長（宮本皓一君） 副町長。

○副町長（田中司郎君） 例えばこれ作業する形態が形としてあらわれるものですから、例えばそれはごまかしなんていうのは絶対きかない話ですよね。例えばゼネコンからどこか別のところに行って、そこからまた3次下請でしかようやく町の業者が入れないというような例えば形態になったとすれば、それはもう形として現実にあらわれることだと思います。ですから、その前にそういう状況が生まれるとすれば、いろんなものが見えてくると思うのです。その前に。前の時点で何かにあらわれてくると思います。ですから、今おっしゃられるようなことについては、繰り返しになりますけれども、町長が一般質問で答弁したとおり進むということでしか今はお答えしようがないと思います。

議会と一丸となってということは、町長が答えているとおりだと思いますので、それはやぶさかなことではないのだと思いますし、いずれ環境省にそういうことを申し入れる機会もつくろうと思えばつくれるのだと思います。今の考え方を町長に再度確認するような形をとりながら、環境省との話し合いを持つということも可能だと思います、私は。これは最終的に町長がどういうふうに判断するかということになると思いますが、現状ではその程度かと思います。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 副町長、私はでたらめや何かで言っているのではなくて、営業活動を行っている会社がみんなそうやって断られているのです。今現在鹿島さんがとるかとらないかわからないで

すよ、入札でしょうから。だけれども、私は100%間違いないと思って物を言っているのですけれども、営業に行く方たちもそうやって行っているのだと思うのです。みんな断られているのです。もう発注する場所は決まっていますよと。あなたの口座ないでしょうと、鹿島に口座ないでしょうと。そういう形でみんな相手にしてもらえないのです。だから町長が言っていることと鹿島の考えていることは全然違うのです。それが実態なのです。だから私心配しているのです。今副町長が言うように、そのときにはっきりと形であらわれてきたら申し入れしますよと。そのときにはもう時既に遅しになるのです。というのは、富岡町の建設会社まだ動けていないところがほとんどです。何で動けないのかというと仕事がないのです。人そろえてやろうとする分の仕事がないのです。緊急対応やら何やらちよこちよことあるけれども、それはそこの経営者とか経営者の兄弟とか身内1人、2人でやっている分しかないのです。それで手いっぱいなのです。だから、当然本格除染にかかってくれば、できれば除染なんかやりたくないと思っています、みんな。ただ、地元のために、地元をきれいにするために手を貸さなくてはならないという有志は私はいっぱいいると思うのです。そういう人をいち早く立ち上がらせるには、先の7月なら7月のめどがきっちり立っていないと立ち上がるることもできないのです。その辺を町が保障してくれるのであれば立ち上がれますよ。だけれども、そんなわけにはいかないでしょう、幾ら行政であっても。だからそういう部分でいち早く手打っておいて、7月からは間違なくあなたたちやる気あればできるのだから、準備してくださいよということを促すのも行政の私は役目だと思うのです。それができなくてみんな立ち上がれなくなっているのです。それは建設場だけの人だったら皆さんわかっていると思いますよ、私は。だからその辺を一日も早くきっちりとしませんかと、私は問い合わせたいのですけれども、どうでしょう、そういう行動を起こす気、町長いなくなってしまったから最後の判断は町長になるのでしょうかけれども、町長だって議会の中であれだけきっちり答弁しているのですから、私の思いと同じだと思うのです。副町長も繰り返しでそう言っていますから、全く私もそのとおりだと思っているのです。

○議長（宮本皓一君） 質問の途中ですが、皆さんにお諮りします。

ただいま4時28分ですので、このまま時間を延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 延長して行います。

○11番（渡辺三男君） どうでしょうね、幾ら言っても堂々めぐりになってしまふのでしょうかけれども。

○議長（宮本皓一君）副町長。

○副町長（田中司郎君） お話はわかります。言っていることについて納得できないとか理解できないということではありません。町がいろいろ話しするのは私は鹿島建設ではないのだと思っています。やはり環境省と町は向き合っていかなければいけないのだと思います。まず、環境省だと思いますので、先ほど話しましたように、環境省との話し合いをきちんと持つということが、まずやろうとした

ら一番最初にやるべきこと、そこなのかなというふうに考えておりますので、きょうの話については戻りましたら町長にも復命しますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 環境省であれば私も一番いいと思いますので、ぜひ環境省とのそういう話し合いを早急に持ってもらって、こういう場をつくってもらって、そのときに確約のできる環境省の立場の人間をきちっとここに座らせてやらないと意味ありませんので、現地の環境省の、ここにも出ていますけれども、黒沢さんとかそういう方には私何回も行っています。あとこのきり、毛薺、仏浜地区の仮置き場の件に関しても2回ばかり会って私話しました。そのときも正直にそういうことも言っています、あなたら何やっているのだということで。でも全然答えなんか出てこないです。ああいう立場の人間では答え出ませんので、きちんと答え出せる人間、ここで確約して帰れる職員を呼んでもらわないと困りますので、ぜひそれは要望しておきます。

○議長（宮本皓一君） ほかに。

12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君） 副町長、副町長だからそれ以上言ってもしようがないと思うのですけれども、今の件に絡めて個体名言ってしまうと問題大きくなるから言いません、わざと。あえて言いません。必要な場所になつたら言ってもいいですけれども。今までの先行除染の中で町のほうに相談、どの業者がいいでしょうねと言われて、ここがいいですよと言われたらば拒否できないのだと。それで今まで先行除染進めてきているという言葉を私は聞いていますから。もしどうしてもこれ大きな問題にしたかつたらその人間呼びますけれども、確たる人間ですけれども。ですから、そういうこともあって町が全く知らぬ、存ぜぬではないのですから、今までそういうことを誰があれしたかはそれは聞きません。町のほうにこういう仕事をどの業者いいでしょうねと言っているのです。町のほうが答えていります。そのことも含めてよく町長と話し合ってください。答えは要りません。

○議長（宮本皓一君） ほかに皆さんから。

4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 副町長、これ11番議員だけの個人的な意見ではなくて、私も同感だから同じような意見を述べさせてもらいますけれども、やはり鹿島というかゼネコンに5万幾らぐらいで入って作業員が1万二、三千円だと。中間で搾取されていると。こんなこと住民として絶対許せないからね、副町長。どんなふうなやり方になっているか副町長もわかっているはずだから、例えば私は建設業協会が元請で鹿島が下請だったら、これはそういうスタイルだったら全然オーケーです。でも今のやり方でやるのだったらば、私は自分の知り合いでも自分の部落でも除染は許可させません。所有者の許可がなければ除染はできませんというふうに今なっているはずだから、調査するのは自由だけれども、いざ除染になったときに実は皆さんこういうふうなやり方で町はやっているのですよと、オーケーしているのですよと。環境省もこういうやり方やっていますよと。町の経済効果は全然ないか

らねと。それでも皆さん除染させるのですかと。こんなやり方は絶対認められないから、百歩譲つてもゼネコンと建設業協会が同格、JVとか同格。それでなければ建設業協会が請け負って鹿島に流す。今のようなやり方でこんなに中間搾取されながら、自分の家を適当に除染されたのでは、こんなの絶対合わないから、これは町長にきっちり言ってください。こんなやり方認めませんよと。副町長町長にそのこと言えるかどうか、確約ください。

○議長（宮本皓一君） 副町長。

○副町長（田中司郎君） 今のような話は、本来前回の総括とかいろんな話し合う場があったと思います。一般質問はもちろん質問者との相対のやりとりですから、それを聞いてどういうふうに判断されたかはわかりませんが、私は先ほどから繰り返しになりますけれども、町の建設業協会を通してという町長の答弁は私は正論だというふうに受けとめております。そういうやり方がやはり一番いいのだろうというふうには理解していますが、しかし実態が違うというお話、今後そういった心配もあり得るという今お話ですから、これについては先ほど来申しましたように、こういう話が出ました、意見が出ていますということについてはちゃんと復命します。

今のような形でいったら、今安藤議員がおっしゃられるように、町民が除染について協力しないよというような話は、ちょっとまたそれ別な次元になると思うのです。まずその前にどういう形でしていくのか、やらせればいいのかというところにまずそこ整理するのが最初ではないですか、順序からして。ですから、今11番あるいは12番から出たような話、それから安藤さんから出た話についてはこうすべきだと、協議をするしないとかということではなくて、町の受注体制、そういうことについては同じ意見でしょうから、それについては町長のほうに復命します。これは約束します。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

7番、渡辺議員。

○7番（渡辺英博君） 私も一般質問で11番さんと同じようなことをお話ししたわけですが、まず基本的に私や11番さんからそういったことを一般質問で質問されたり指摘されること自体がおかしいのです。やはり町の首長としてあるいは町の執行部として、町の行政を預かっておるのであれば、言われなくてもそういうことを念頭に置いて、例えば近隣では檜葉とかそういうところでやっているわけですから、だから私とか11番さんからそういうことが指摘されるということ自体がおかしい。言われなくてもやらなくてはいけない。もしやらないのであれば、執行部なり首長なりの資質が問われるわけですから、その辺十分覚悟してやってください。

○議長（宮本皓一君） ほかにありますか。

13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 今11番、12番あるいは何人かから同じようなことが出ましたので、これ私聞いていますと、議会も責任あると思うので、この問題を放置しておくのではなくて、議会の中にこの件についての調査委員会とか何かを設置して、徹底してやらないと、これ議員みんなそういう不信感

持っていると思うのです。だから、それを特別委員会あるいは調査委員会も設置してその中で議論をして、やはりそうでないと副町長とか町長とかいったって結論は出でていないわけだから。議会は何をやっているのだということになる。もっとこれからは仮置き場の問題、それから中間貯蔵の問題、いろいろ後がつかえているわけですから、ここで4人、5人の議員さんから絶対除染なんか許可しないというようなことが広がれば、やっぱり仮置き場の件なり中間貯蔵の問題だって出てくると思うので、これ議長どう考えるかわかりませんけれども、議員はこの問題を放置しておくのではなくて、特別委員会とか調査委員会とかつくって、議員は議員としての活動をやっぱりやるべきだと、こう私は提案申し上げます。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） なければ、今13番さんの言われることについては、その前段にやはり町長あるいは受注されるであろうという業者から、ある程度はやはり事前にお話し合いも必要でしょうから、その中で答えが出なければ、やはりそういうことも考えざるを得ないというふうに思います。そんなことであとないということであれば質疑を終了し……。

[「ちょっと待ってください」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） 13番。

○13番（三瓶一郎君） 今の議長の話わかりましたけれども、私が提案したことについて議長は前向きな姿勢で取り組んでくれるということで理解してよろしいですか。

○議長（宮本皓一君） その前段に町長あるいは受注業者については、やはり調査とかそういう事前の話し合い、お話を聞くということも必要だと思います。それを踏まえてそれで話がとてもではないけれども、らちが明かないというのであれば、調査委員会もやぶさかではないというふうに考えます。

○13番（三瓶一郎君） 了解。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） そういうことだとすれば、先ほど言ったように、一日も早く環境省なり、まず環境省呼んで町長と議員が一丸となってやっぱりきちっとした要望をしなくてはならないと。そこで確約してもらわなくてはならないと。そこで確約できないのであれば、やっぱり調査委員会を設立、つくってきちっと調査をすると、百条委員会になればほかの町からも笑われる部分ありますから、その辺は別としても、きちっとした形で調査できるような組織をつくるということでやっていただければ私も大変結構なことだと思いますので、ぜひお願ひします。

あと執行部のほうに今言ったように、一日も早くそういう段取りをしていただきたいと。

本来であればきょうの全員協議会も町長が招集者ですから、そういう意味でいったら町長がいないのがおかしいのです、会議の中から途中から抜けていく。抜けていくのであれば副町長が町長から委任を受けているわけですから、全部答弁できなければならぬのです。何の意味も持たなくなってしま

まうのです。ですから、その辺を何と考えているのですかと、俺非常に問いたいのですけれども、ぜひ今後そういうことのないようにお願いしたいと、お願いします。

○議長（宮本皓一君） それでは、先ほど付議事件1で国への要望活動、これについては総務課長、いつの段階で要望ができるのか。先ほど皆さんで議論した点については、すぐにもまとまるのだと思いますが、相手があるものですから、そちらのほうのなるだけ早急に要望ができるようによろしくお願ひしたいと思います。

それでは、以上をもちまして本日の全員協議会を閉会いたします。

閉会　（午後 4時42分）